

## 第3部

### 計画の内容について

# 第1章 次世代育成支援計画の体系

基本理念：子供の育ちと若者の自立を支え、すべての子供・若者が成長し輝くまち たいとう  
～地域社会全体で子供を育み、若者を支えるまちを目指して～

## 基本的な視点1

次代を担う子供・若者の成長と自立を支援する

## 基本的な視点2

親がゆとりを持って子供を生き育てることができる環境を整備する

## 基本的な視点3

地域の様々な人々が一体となり、子供・若者の成長を支援する

### 基本目標

### 施策の展開

1. 安心して子供を生き育てられるよう切れ目のない支援を行う

- (1) 妊娠・出産に対する支援
- (2) 母子保健の推進
- (3) 小児医療の確保

2. 教育・保育の質と量を充実する

- (1) 教育・保育施設の整備
- (2) 多様な保育サービスの展開
- (3) 教育・保育サービスの質の向上
- (4) 児童・生徒の放課後の居場所づくり

3. 子供や親の学びと遊びの場を整備する

- (1) 就学前教育の推進
- (2) 学ぶ環境の整備
- (3) 子供の参画・多様な活動機会の充実
- (4) 安心して遊べる遊び場の整備

4. 子育て支援環境の充実を図る

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- (2) 経済的負担の軽減
- (3) 地域における子育て支援の充実
- (4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化

5. 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

- (1) 子供の権利擁護
- (2) 児童虐待の防止
- (3) 交通安全・防犯・災害対策の強化
- (4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備

6. 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 支援が必要な子供を養育している家庭への支援
- (3) 生活の基礎を支えるための支援
- (4) 外国人の子供とその家族への支援

7. 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する

- (1) 若者の社会的・職業的自立への支援
- (2) ひきこもり等の若者への支援

## 第2章 体系別事業一覧

### 基本目標1 安心して子供を産み育てられるよう切れ目のない支援を行う

：子ども・子育て支援事業計画関連事業

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) 妊娠・出産に対する支援			
	1	◎ゆりかご・たいとう	43
	2	◎ハローベビー学級	43
	3	◎妊婦健康診査	43
	4	◎産前産後支援ヘルパー	43
	5	妊娠全般に関する相談(不妊・家族計画等)	43
	6	特定不妊治療費助成	43
(2) 母子保健の推進			
	7	◎乳児家庭全戸訪問	45
	8	◎乳幼児健康診査	45
	9	産後ケア	45
	10	すこやか育児相談	45
	11	親と子の関係を考える会(あおい空)	45
	12	◎おやこサポート・ネットワーク	46
	13	多胎児家庭支援	46
	14	健康学習	46
	121	◎乳幼児家庭教育学級【再掲】	46
	15	◎母子歯科健康診査	46
	16	予防接種(法定)	46
	17	小児インフルエンザワクチン接種費助成(区独自)	47
	18	おたふくかぜ予防接種費助成(区独自)	47
	19	◎食生活支援	47
	20	特定給食施設指導	47
	21	◎小・中学校給食食育推進	47
	22	小・中学校小児生活習慣病予防健診	47
	23	児童・生徒の健康手帳	48
	24	アレルギー専門相談	48
	25	水泳訓練教室	48
(3) 小児医療の確保			
	26	かかりつけ医・歯科医・薬剤師(薬局)の定着促進	49
	27	台東区準夜間・休日こどもクリニック	49

## 基本目標 2 教育・保育の質と量を充実する

：子ども・子育て支援事業計画関連事業

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) 教育・保育施設の整備			
	28	◎教育・保育施設の整備	50
(2) 多様な保育サービスの展開			
	29	◎延長保育	52
	30	◎認証保育所運営費助成	52
	31	◎一時保育	52
	32	◎休日・年末一時保育	52
	33	◎いっとき保育	52
	34	◎ファミリー・サポート・センター運営	52
	35	◎病児・病後児保育	53
	36	◎ショートステイ	53
	37	◎トワイライトステイ	53
	38	生涯学習センター子ども室運営	53
	39	区の施設で行う行事等における託児サービスの提供	53
(3) 教育・保育サービスの質の向上			
	40	◎教育・保育施設に関わる人材の育成・養成研修	55
	60	◎スーパーティーチャーの育成【再掲】	55
	41	◎保育士等処遇改善	55
	42	◎私立保育所・こども園等振興	55
	43	◎保育士等人材確保	55
	44	福祉サービス評価事業(第三者評価)	56
	59	◎教育活動アシスタント【再掲】	56
	45	◎保育所等給食管理	56
(4) 児童・生徒の放課後の居場所づくり			
	46	◎こどもクラブ運営	58
	47	障害児放課後対策	58
	48	◎児童館運営	58
	49	◎放課後子供教室運営	58
	221	◎子供育成活動支援【再掲】	58

## 基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する

：子ども・子育て支援事業計画関連事業

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) 就学前教育の推進			
	50	◎幼児教育共通カリキュラムの推進	60
	51	就学前施設における読書活動の推進	60
	52	◎就学前施設における特別支援教育の推進	60
	53	幼児の体力向上支援	60
	54	幼児運動教室	60
	55	◎連携の日	61
	56	出前教育委員会	61
	57	◎私立幼稚園への助成	61
(2) 学ぶ環境の整備			
	58	◎学力向上推進ティーチャー	63
	59	◎教育活動アシスタント	63
	60	◎スーパーティーチャーの育成	63
	61	土曜学校公開	63
	62	台東区総合学力調査	63
	63	◎学習支援講座ステップアップ	64
	64	小・中学校ICT教育の推進	64
	65	小・中学校図書環境整備	64
	66	小・中学校における環境教育	64
	67	◎特別支援教育の推進	65
	68	英語教育の充実	65
	69	国際理解重点教育	66
	70	魅力ある教育活動の推進	66
	71	学びのキャンパスプランニング	66
	72	◎学校運営連絡協議会	66
	73	覚せい剤等乱用防止啓発活動	67
	74	◎スクールカウンセラー	67
	75	◎スクールソーシャルワーカー	67
	76	学校教育相談員の配置	67
	77	ふれあいパートナー派遣	67
	78	◎教育相談	67
	79	生活指導相談学級の運営	67
(3) 子供の参画・多様な活動機会の充実			
	80	乳幼児とふれあう機会の充実	69
	81	中学校職場体験	69
	82	小・中学校ふれあい学習	69

施策の展開	No.	事業名	ページ
	83	青少年教育の推進	69
	84	子供の文化教育の充実	69
	85	環境学習の推進	69
	86	台東区子供歴史・文化検定	70
	87	台東区の民話と伝承遊びの普及	70
	88	台東区ジュニアオーケストラ	70
	89	上野の森ジュニア合唱団	70
	90	子供の読書活動推進	70
	91	まちかど図書館管理運営	70
	92	生涯学習ラーニングスクエア	70
	93	知る・作る・学ぶ講座	71
	94	少年少女発明クラブ	71
	95	工作教室	71
	96	◎スポーツひろば	71
	97	◎総合体育館個人開放	71
	98	寿作品展示会	71
(4) 安心できる遊び場の整備			
	99	特色ある公園の整備	73
	100	学校開放	73
	101	遊びの指導の充実	73
	115	◎子ども家庭支援センター運営【再掲】	73
	48	◎児童館運営【再掲】	73
	102	出前児童館活動	74
	103	子供参画の推進	74

## 基本目標 4 子育て支援環境の充実を図る

：子ども・子育て支援事業計画関連事業

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発			
	104	◎ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組	76
	105	区内企業等に対する意識啓発及び情報提供	76
	106	一般事業主行動計画策定の促進	76
	107	男女平等参画	76
	108	お父さんのための講座	77
	122	◎家庭教育学級【再掲】	77
(2) 経済的負担の軽減			
	109	子ども医療費助成	79
	110	弱視等治療用眼鏡助成	79
	111	◎児童手当	79
	112	私立幼稚園保護者補助	79
	113	子育てのための施設等利用給付	79
	114	にぎやか家庭応援プラン	79
(3) 地域における子育て支援の充実			
	115	◎子ども家庭支援センター運営	81
	116	親子遊びプログラム	81
	117	1歳のお誕生会	81
	118	子育て総合相談	81
	231	子供・若者総合相談【再掲】	81
	212	松が谷福祉会館の再整備【再掲】	81
	119	児童館幼児タイム	81
	120	子育てひろば	82
	8	◎乳幼児健康診査【再掲】	82
	121	◎乳幼児家庭教育学級	82
	122	◎家庭教育学級	82
	123	◎家庭教育支援者養成講座	82
	124	◎子育て地域サポーター	82
	125	伝えよう親と子のふれあい広場	82
	126	子育て自主サークル、ボランティア活動育成支援	82
(4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化			
	127	子育てメールマガジン	84
	128	子育て情報誌の作成	84
	129	子育てアシスト	84
	130	民生委員・児童委員	84
	131	青少年委員	84

施策の 展開	No.	事業名	ページ
	132	青少年地区活動推進	84
	75	◎スクールソーシャルワーカー【再掲】	84
	133	心の教育の推進	84

## 基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

：子ども・子育て支援事業計画関連事業

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) 子供の権利擁護			
	134	24時間受付電話	86
	74	◎スクールカウンセラー【再掲】	86
	75	◎スクールソーシャルワーカー【再掲】	86
	234	若者育成支援推進【再掲】	86
	135	子供の育成に関わる職員に対する意識啓発	86
	136	子育てに関わるすべての人に対する意識啓発	87
	137	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進	87
	138	人権教育研修会	87
(2) 児童虐待の防止			
	139	子ども家庭支援センターの機能強化	89
	140	虐待予防の推進	89
	141	◎要保護児童支援ネットワーク	89
	142	◎養育支援ヘルパー	89
	7	◎乳児家庭全戸訪問【再掲】	90
	143	オレンジリボンキャンペーン	90
	144	◎里親啓発	90
(3) 交通安全・防犯・災害対策の強化			
	145	交通安全対策	92
	146	交通安全教具支給	92
	147	幼児の安全ヘルメット	92
	148	地域防犯活動支援	92
	149	「子供の安全」巡回パトロール	93
	150	職員による安全・安心パトロール	93
	151	学校安全ボランティア	93
	152	子ども安全の日	93
	153	「こんにちはタイム」、「夕焼けタイム」の放送	93
	154	通学路防犯設備維持管理	93
	155	子どもの安心対策	93
	156	防犯ブザーの貸与	94
	157	防犯設備設置助成	94
	158	生活安全啓発	94
	159	安全・安心電子飛脚便	94
	160	情報モラルの指導	94
	161	飲酒や喫煙・薬物など有害環境への接触の防止活動への支援	94
	162	安全教育	95

施策の展開	No.	事業名	ページ
	163	防災行動力の向上	95
(4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備			
	164	快適室内環境づくり	97
	165	子育て世帯住宅リフォーム支援	97
	166	マンション修繕支援	97
	167	三世帯住宅助成	97
	168	ひとり親家庭住み替え居住支援	97
	169	◎居住支援協議会	98
	189	ひとり親家庭家賃等債務保証【再掲】	98
	170	バリアフリーの推進	98
	171	鉄道駅総合バリアフリー推進事業助成	98
	172	安全・安心な道づくり	98
	173	さわやかトイレ整備	98
	174	福祉のまちづくり推進	99
	175	心のバリアフリー教育の実施	99
	176	授乳・おむつ替えテント等貸出	99

## 基本目標 6 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) ひとり親家庭等への支援			
	177	ひとり親家庭医療費助成	101
	178	児童育成手当	101
	179	◎児童扶養手当	101
	217	◎奨学給付金【再掲】	101
	180	◎母子生活支援施設管理運営	101
	181	◎母子福祉協議会助成	101
	182	◎ひとり親家庭ホームヘルプサービス	102
	183	ひとり親家庭レクリエーション	102
	184	◎母子及び父子福祉資金貸付事務	102
	185	◎自立支援教育訓練給付	102
	186	◎高等職業訓練促進	102
	187	◎自立支援プログラム策定	102
	188	◎高等学校卒業程度認定取得支援	103
	189	ひとり親家庭家賃等債務保証	103
	190	◎ひとり親家庭の家計改善支援	103
	191	母子家庭への相談支援	103
	192	はばたき21相談室	103
(2) 支援が必要な子供を養育している家庭への支援			
	193	特別児童扶養手当	105
	178	児童育成手当【再掲】	105
	194	障害者移動支援	105
	195	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト	105
	196	身体障害児(者)の医療的ケア支援	105
	197	心身障害児(者)ヘルパー養成	105
	198	障害児通学支援	105
	199	心身障害者日中一時支援	106
	200	心身障害児(者)医療費助成	106
	201	障害児福祉手当	106
	202	重度心身障害者手当	106
	203	難病患者福祉手当	106
	204	身体障害児(者)補装具	106
	205	心身障害者日常生活用具給付	106
	206	心身障害児(者)緊急一時保護	107
	207	ホームヘルパーの派遣	107
	208	福祉タクシー及び自動車燃料費助成	107
	209	リフト付福祉タクシー	107
	210	生活訓練所	108

施策の展開	No.	事業名	ページ
	2 1 1	心身障害者通所訓練助成	1 0 8
	2 1 2	松が谷福祉会館の再整備	1 0 8
	2 1 3	こども療育	1 0 8
	2 1 4	医療的ケア児支援のための関係機関協議の場の設置・運営	1 0 8
	2 1 5	精神障害者障害福祉サービス	1 0 8
	2 1 6	発達相談	1 0 8
(3) 生活の基礎を支えるための支援			
	2 1 7	◎奨学給付金	1 1 0
	2 1 8	幼稚園・保育園・こども園等教材費等補助	1 1 0
	2 1 9	◎就学援助	1 1 0
	2 2 0	◎進学支援貸付事務	1 1 0
	2 2 1	◎子供育成活動支援	1 1 0
	2 2 2	◎生活保護受給者・生活困窮者の自立促進	1 1 1
	2 2 3	◎就業情報の提供（雇用・就業支援）	1 1 1
	2 2 4	◎学習支援	1 1 1
	1 2 4	◎子育て地域サポーター【再掲】	1 1 1
(4) 外国人の子供とその家族への支援			
	2 2 5	外国人相談	1 1 2
	2 2 6	外国人とのコミュニケーションのための日本語講座	1 1 2
	2 2 7	◎日本語指導講師の派遣	1 1 2
	2 2 8	外国人のための生活便利帳の配布	1 1 2
	2 2 9	多言語情報紙の発行	1 1 3
	2 3 0	保護者面談等通訳派遣	1 1 3

## 基本目標7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する

◎子供の貧困対策大綱関連事業

施策の展開	No.	事業名	ページ
(1) 若者の社会的・職業的自立への支援			
	235	若者の居場所づくり【再掲】	115
	223	◎就業情報の提供（雇用・就業支援）【再掲】	115
	231	子供・若者総合相談	115
	232	障害者就労支援	115
	233	精神保健福祉相談等	115
	222	◎生活保護受給者・生活困窮者の自立促進【再掲】	115
(2) ひきこもり等の若者への支援			
	234	若者育成支援推進	117
	235	若者の居場所づくり	117
	231	子供・若者総合相談【再掲】	117

# 第3章 個別施策の展開

## 基本目標1 安心して子供を産み育てられるよう切れ目のない支援を行う

### (1) 妊娠・出産に対する支援

#### 【現状と課題】

すべての親が安心して妊娠・出産を迎えることができ、子供を健やかに育てられるようにするためには、妊娠時から適切な知識を習得し、必要な支援が受けられる環境が必要です。また、妊娠している方ばかりでなく、その配偶者や家族なども次世代育成のための適切な知識を学び、ともに協力して子供を育てていく意識を持つことが必要です。

そのため、区は、妊婦やその家族等に対する妊娠・出産に関する知識の普及啓発、出産前後の支援等について、より効果的な取組みを実施するよう努めてきました。

今後も、妊婦が安心して出産が出来るよう、妊娠・出産・育児に関する知識習得の支援や情報提供といった取組みを継続していくこと、妊産婦やその家族が心身ともに健康で子育て出来るよう、相談や援助の充実を図ることが必要です。

#### 【今後の取組み】

妊婦が安心して出産できるよう、妊娠中の栄養や食生活、口腔ケア、妊娠・出産・育児に関する知識等を習得するための学習会の実施や情報提供を行います。また、父親の育児参加を促進するために、今後もハローベビー学級の土曜日・日曜日開催を推進し、参加しやすい学級の促進に取り組むとともに、親になる意識を持つきっかけとなるよう、効果的なプログラムを実施していきます。

さらに、妊娠届出時などの機会を捉え、保健師等の専門職が全ての妊婦に対して、心身の健康の相談や妊娠期からのサービスや支援を案内するための面接を行う「ゆりかご・たいとう」を実施します。

妊娠中の健康管理が適切に行えるよう支援するため、都内の医療機関及び助産施設での健康診査だけでなく、都外で受診した妊婦に対しても健康診査費用の一部を助成します。

その他、妊産婦が心身両面にわたり健康で、子供が健やかに育つよう、相談及び訪問の充実や、育児中も保護者が孤立しないように育児の仲間づくりを支援します。その過程で若年の妊婦への支援や産後うつへの対応など、特別な支援が必要な妊産婦を早期に把握し、医療機関等との連携により訪問や個別指導などを実施します。必要な方には、心身の負担軽減のため、育児支援ヘルパーの派遣を行います。

また、不妊・家族計画等の相談や各専門相談機関の情報提供等、妊娠全般に関する相談を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部についても助成します。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
1	◎ゆりかご・たいとう	妊娠届出時などの機会を捉え、保健師などの専門職が妊婦に対し、母子保健や育児の悩みなどについて相談支援するための面接を行います。また、妊娠中に面接した子育て家庭に、妊娠・出産・育児に役立つ育児パッケージを配布します。	実施	実施	保健サービス課
2	◎ハローベビー学級	妊婦及びその夫を対象として、妊娠・出産・育児等についての知識及び育児技術の普及を図ることで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して出産・育児が行われるよう支援します。また、飲酒、喫煙が胎児に与える影響について啓発していきます。	実施回数 27回	実施回数 27回	保健サービス課
3	◎妊婦健康診査 ※予算事業名： 母子健康診査	妊娠中の母体の健康管理、流産・早産の防止を図ります。また、妊婦の健康管理が継続して行えるよう、里帰り先や助産所などで受診した費用の一部を助成します。	妊婦健康 診査受診率 94.3% (30年度)	妊婦健康 診査受診率 98.0%	保健サービス課
4	◎産前産後支援 ヘルパー	妊産婦や乳児を介助する人がいない家庭において、身体的不調や育児不安等を抱えている親に対して、ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助や助言・相談等を行います。	派遣世帯数 136世帯  派遣回数 2,720回	派遣世帯数 160世帯  派遣回数 3,200回	保健サービス課
5	妊娠全般に関する 相談 (不妊・家族計画等) ※予算事業名： 女性のトータルヘル スサポート	女性のための健康相談や保健師による相談で、不妊・家族計画等の相談や、各専門機関についての情報提供等、妊娠全般に関する相談を行います。	女性医師に よる健康相談 12回  女性の健康 出張講座 47回	女性医師に よる健康相談 12回  女性の健康 出張講座 47回	保健サービス課
6	特定不妊治療費助成	高額な特定不妊治療（体外受精及び顕微受精）費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減します。	助成件数 260件	助成件数 260件	保健サービス課

## (2) 母子保健の推進

### 【現状と課題】

子供の健やかな成長を支えるためには、健康に対する知識の普及と健康診査などによる発育状況の把握が不可欠です。区は、これまで、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭への訪問や乳幼児健康診査、育児相談や食育、健康づくり等の子供の健やかな育ちを支える事業に取り組んできました。

平成30年度台東区次世代育成支援に関するニーズ調査(以下、「ニーズ調査」という。)では、就学前児童保護者が子育てに関して日常悩んでいること、気になることとして、「食事や栄養に関すること」(複数回答・回答者の37.6%)、「病気や発育・発達に関すること」(同32.1%)という結果となっており、上位となっています。平成25年度の調査においても上位であった項目であり、前回よりも割合が高くなっているため、子供の食事や栄養、病気や発育・発達に関して悩んでいる、気になっている人が、平成25年度と比較し、多くなっていると考えられます。また、就学前児童保護者のうち、「気軽に相談できる人がいない・場所がない」と回答した人は7.3%であり、平成25年度の調査とほとんど変わらない数値となっています。

これらの結果から、食事や栄養に関する生活支援や講習会等に、より力を入れていく必要があります。また、学ぶための機会だけではなく、子育て中の親が抱える様々な悩みを解消するため、産後のケアや相談事業の充実などによる、気軽に相談できる環境づくりが必要とされています。さらに、多胎児家庭の育児は、同時に同じ発達段階の子供を育てなければならず、身体的・精神的負担が大きいため、支援していく必要があります。

### 【今後の取組み】

乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、年齢が上がっても受診率が低下しないよう、継続的な相談・支援体制の構築や、未受診者への積極的な働きかけを行います。

また、出産後の子育てに関する不安や悩み等に対する各種相談事業を実施します。子育て中の保護者を支えるため、地域の仲間づくり等に関する情報提供も行います。

予防接種については、個別相談等における知識の普及と予防接種情報提供サービス「ワクチン・ナビ」の活用の促進、未接種者への勧奨を推進することにより、接種忘れや回数不足を防止し、接種率の向上に努めます。

また、生涯にわたって健康な生活を送るため、食育に取り組めます。栄養バランスのとれた食事の取り方や望ましい食習慣の定着を促進し、乳幼児期においては、食に興味を持ち、自分から楽しく食べようとする意欲の育成を図るための教育や情報提供を行います。小・中学校においては、食育の全体計画に基づき、栄養教諭、食育リーダーが中心となり学級活動等で体験学習の機会を作り、取り組んでいきます。特に学校給食は生きた教材として、食事の大切さや健康との関わりについて学ぶ場として重要であり、有効に活用していきます。保護者や地域に対しては試食会や地域ふれあい給食会を通して、食育の普及啓発を行います。

乳幼児期から学童期は、生涯にわたる健康づくりの基礎となる大切な時期です。学校と保健所が連携して食習慣や体力づくり、心の健康などに取り組めます。アレルギー疾患については、専門相談の充実を図るとともに、乳幼児健康診査の場などでも生活上の注意点を啓発します。また、多胎児家庭に対する支援についてもさらなる充実を図ります。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
7	◎乳児家庭全戸 訪問	保健師及び助産師が、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問し、相談や地域における子育て情報の提供を行います。	乳児家庭 全戸訪問 指導率 96.0% (30年度)	乳児家庭 全戸訪問 指導率 100%	保健サービス課
8	◎乳幼児健康診査 ※予算事業名： 母子健康診査	乳幼児の健康管理と健全な発達・育成を支援するため、乳幼児に対する健康診査を実施します。	受診率 92.4% (30年度)	受診率 97.0%	保健サービス課
9	産後ケア	区が委託する助産院において、助産師がマッサージなどを行い、乳房トラブルを解消するほか、授乳指導、心身のケアや育児サポート支援を行う外来型乳房ケアを実施します。また、区が委託する産科医療機関や助産院において、産後の休養と助産師などによる心身のケアや育児サポートなどのサービスを宿泊型で実施します。	外来型 乳房ケア 実施  宿泊型 サービス 実施  日帰り型 サービス 検討	外来型 乳房ケア 実施  宿泊型 サービス 実施  日帰り型 サービス 実施	保健サービス課
10	すこやか育児相談	子供の健やかな発達・発育支援や保護者の育児不安の軽減を図るため、親子の交流の場の提供を行います。	1～3か月児 の育児相談 年24回  1歳半からの 育児相談 年24回  出張育児相談 区内6か所 年71回  子育て 心理相談 年36回  多胎児の会 年4回	1～3か月児 の育児相談 年24回  1歳半からの 育児相談 年24回  出張育児相談 区内6か所 年71回  子育て 心理相談 年36回  多胎児の会 年4回	保健サービス課
11	親と子の関係を 考える会 (あおい空) ※予算事業名： 要保護児童支援 ネットワーク	母親の育児不安の軽減等を目的とし、グループカウンセリングを行います。	22回	24回	子ども家庭 支援センター

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
1 2	◎おやこサポート・ネットワーク	区や医療機関、地域等の関係する機関が連携しながら、すべての妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことにより、妊娠・出産や子育ての不安や孤立感を解消します。	交流支援 実施  家庭訪問型 子育て支援 検討  ネットワーク 会議 実施	交流支援 年 72 回  家庭訪問型 子育て支援 実施  ネットワーク 会議 実施	保健サービス課
1 3	多胎児家庭支援	多胎児家庭の身体的・精神的な負担を軽減するため、多胎妊娠に関する情報提供をはじめ、多胎児家庭の交流会やヘルパーによる外出サポートなどを実施します。	実施	推進	子育て・若者支援課  子ども家庭 支援センター  保健サービス課
1 4	健康学習	子供と保護者に対し、健康づくりや正しい生活習慣等について知識の普及、啓発をすることにより子供の健やかな成育を支援します。	健康学習会 年 90 回実施	健康学習会 年 90 回実施	保健サービス課
1 2 1	◎乳幼児家庭教育学級【再掲】  ※予算事業名：家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、乳幼児の保護者を対象に、乳幼児家庭教育学級を実施します。	年 4 会場	年 4 会場	生涯学習課
1 5	◎母子歯科健康診査	妊産婦及び幼児の歯科保健の向上を図るため、歯科健康診査及び歯科保健指導を行います。	妊婦（委託 歯科医療機関 実施） 750 人  産婦 10 回・200 人  2 歳児 12 回・200 人	妊婦（委託 歯科医療機関 実施） 800 人  産婦 10 回・200 人  2 歳児 12 回・200 人	保健サービス課
1 6	予防接種（法定）	予防接種法に基づき、感染症予防を図るため、予防接種を実施します。各予防接種に関する知識の普及等を行い、接種率の向上に努めます。	BCG 接種率 95.5%  MR（麻しん 風しん）接種 率 1 期：92.7% 2 期：93.5% (30 年度)	BCG 接種率 97.0%  MR（麻しん 風しん）接種 率 1 期：95.0% 2 期：95.0%	保健予防課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
17	小児インフルエンザワクチン接種費助成（区独自）	12月31日現在、生後6か月から中学3年生までの子供を対象とした、インフルエンザ予防接種費の一部を一人につき2回分助成します。	1人2回接種した場合の接種率 46.3% (30年度)	1人2回接種した場合の接種率 50.0%	保健予防課
18	おたふくかぜ予防接種費助成（区独自）	満1歳から就学前までの子供を対象とした、おたふくかぜ予防接種費の一部を一人につき1回分助成します。	接種率 57.9% (30年度)	接種率 65.0%	保健予防課
19	◎食生活支援	乳幼児をはじめとする子供や保護者、妊産婦等を対象に、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣が確立できるよう、望ましい食習慣や適切な栄養管理知識の普及啓発及び情報提供を行います。	離乳食講習会 30回・780人  親子 クッキング 1回・15組  幼児食講習会 6回・120人	離乳食講習会 実施  親子 クッキング 1回・15組  幼児食講習会 6回・120人	保健サービス課
20	特定給食施設指導	保育園等の給食施設に対し、栄養効果の十分な給食が実施されるよう、栄養に関する知識の向上及び調理法の改善について必要な援助及び指導を行います。	個別指導 延120件  集団指導 3回	個別指導 延120件  集団指導 3回	保健サービス課
21	◎小・中学校給食食育推進	給食を通して、バランスの良い食事について学び、心身の成長と健康の増進を図ります。また、地域ふれあい給食を実施し、会食を通して年長者を敬い、大切にすることを育んでいきます。	地域ふれあい 給食 参加者数 1,960人	実施	学務課
22	小・中学校小児生活習慣病予防健診	区立小・中学校に在籍する児童・生徒に生活習慣病予防健診を実施し、生活習慣病の早期発見に努めるとともに、健診結果に基づいた生活習慣の改善指導を図ります。	自己チェックシート該当項目が3つ以上ある児童・生徒の健診受診率  小学4年生 70.0%  中学1年生 50.0%	自己チェックシート該当項目が3つ以上ある児童・生徒の健診受診率  小学4年生 70.0%  中学1年生 50.0%	学務課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
23	児童・生徒の 健康手帳	児童・生徒の健康手帳を小学校入学時に児童全員に配布します。	実施	実施	学務課
24	アレルギー専門 相談 ※予算事業名： 健康相談	ぜん息やアトピー性皮膚炎などのアレルギー疾患で悩んでいる方を対象に、専門医・保健師による相談を実施します。	8件	8件	保健予防課
25	水泳訓練教室	小学1年生から中学3年生までのぜん息性気管支炎や気管支ぜん息等の症状のある児童・生徒を対象に、医師の健康管理のもと水泳を通して、ぜん息の克服を目指します。	13名	13名	保健予防課



育児相談の様子

### (3) 小児医療の確保

#### 【現状と課題】

小児医療は、子供を安心して生み育てるための基礎を成すものです。区は、これまで、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進や台東区準夜間・休日こどもクリニックによる小児初期救急体制の確保を行ってきました。

平成30年度のニーズ調査の結果では、小学生保護者が区の子育て支援において特に力を入れて欲しいものとして、「安心して子供が医療機関を受診できる体制の整備」（小学生保護者：複数回答・回答者の28.3%）となっており、上位に挙げられています。また、「かかりつけ医がいる」と回答した人は、小学生保護者が83.4%、中学生保護者が74.2%となっており、平成25年度の調査と比べて割合が減少しています。

これらの結果から、引き続き小児初期救急体制を確保するために台東区準夜間・休日こどもクリニックを実施するほか、子供の具合が悪くなった際に、よりの確な診断・治療が受けやすく、他の医療機関の受診が必要な場合は病状に応じた医療機関を紹介してくれるという点や、病気の治療だけでなく、日頃の健康管理によって健やかな成長を支えるという点から、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進を行うことが必要です。

#### 【今後の取組み】

病気やけがは時を選びません。地区医師会等の協力を得ながら、台東区準夜間・休日こどもクリニックによる小児初期救急体制を引き続き確保するほか、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進も継続していきます。

また、小児の救急については、軽症患者が比較的多いとされており、受診すべきか、様子を見るべきかなどの救急医療に関する知識の啓発が必要とされています。具合が悪くなった時の対応については、今後もリーフレットの配布や子育て中の保護者に向けた講演会等を通じて情報提供や啓発を行っていきます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
26	かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着促進 ※予算事業名： 医療連携推進	医療マップの配布や講演会を通して、かかりつけ医・歯科医・薬剤師（薬局）の定着を図ります。	実施	実施	健康課
27	台東区準夜間・休日こどもクリニック	平日の準夜間や休日における小児科の初期救急医療を実施します。	実施	実施	健康課

## 基本目標 2 教育・保育の質と量を充実する

### (1) 教育・保育施設の整備

#### 【現状と課題】

就学前人口の増加とともに、女性の就業率が高まり、働く女性が多くなる中、保育サービスの需要が高まっています。

平成31年4月1日現在の保育所待機児童数は79人となっています。待機児童の解消を目指し、教育・保育環境の向上に取り組んだ結果、保育所入所率は保育所等の整備を進めた平成27年から大きく上昇しており、待機児童数については、平成28年を境に徐々に減少しています。

待機児童を解消し、教育・保育施設等の整備を進め、教育・保育環境の充実が求められています。

#### 【今後の取組み】

今後の就学前教育・保育需要に対応し、待機児童の解消及び就学前教育の充実を図るため、引き続き、教育・保育施設の整備を進めます。

：子ども・子育て支援事業計画関連事業

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
28	◎教育・保育施設の整備 ※予算事業名： 認可保育所の誘致	増加が見込まれる保育需要に迅速に対応し、保育所待機児童の解消を図るため、民間が運営する認可保育所等を開設し、子育てできる環境づくりを実現します。	区立認可保育所 11 か所  私立認可保育所 26 か所  地域型保育事業 21 か所  認定こども園 5 か所	実施	児童保育課

## (2) 多様な保育サービスの展開

### 【現状と課題】

働き方が多様化し、多様な保育ニーズが高まっている中で、台東区ではフルタイム就労者や長時間パートタイマーのための保育サービスに加え、保護者が仕事や病気などで子供の世話をできない場合に一時的に子供を預かる一時保育、主に在宅で子育てをしている保護者の精神的・身体的負担の軽減を図り、子育てに対する不安や負担を解消するために、事由を問わず子供を一時的に預かるいっとき保育、病気の回復期に専用施設で預かる病後児保育等を実施しています。

平成30年度のニーズ調査では、一時預かり事業の利用意向は「利用したい」と回答した人は45.4%であり、平成25年度の調査とほとんど変わらない状況となっています。「利用したい」という人の目的としては、「私用や親のリフレッシュ目的」が76.1%、「不規則の就労」が29.9%となっています。また、平日に定期的な教育・保育の事業を利用している保護者のうち、子供が病気などの時に、通常の教育・保育を利用出来なかったことがあった人の割合は、就学前児童保護者全体の77.6%でした。そのうち「病児・病後児の保育サービスを利用した」という人の割合は、2.7%となっています。さらに、「父親または母親が休んだ」と回答した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」という人の割合は、41.4%となっています。また、日曜・祝日や夜間に定期的な教育・保育事業を利用したいとの意見も一定数ありました。

これらの結果から、リフレッシュ目的等で利用しやすい環境にしていくことで、育児負担の軽減などにつなげていくことが必要と考えられます。また、誰もが気軽かつ必要な時に利用出来る様々な保育サービスの展開が望まれており、その中でも特に病児・病後児保育に関するサービスが望まれています。

### 【今後の取組み】

保護者の就労形態や就労時間の多様化などによる様々なニーズに対応した保育サービスが求められている中で、長時間の保育ニーズなどに対応した認証保育所への支援、認可保育所での延長保育、子供の病気の際に保護者による保育が困難な場合に対応する病児・病後児保育を引き続き実施していきます。また、保護者の病気や出張などに対応するショートステイ、トワイライトステイについても引き続き実施していきます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
29	◎延長保育 ※予算事業名： 保育所運営、保育委託	保護者の就業・就労形態を考慮した保育ニーズに対応するため時間を延長して保育を実施します。 延長保育の時間帯：午後6時15分から午後7時15分まで（園により午後8時から午後10時まで）	54 園実施	推進	児童保育課
30	◎認証保育所運営費助成	保育所の待機児童を解消するとともに0歳児保育や長時間保育など多様な保育ニーズに対応する認証保育所に対し、運営費の補助を行います。	認証保育所 9 か所	実施	児童保育課
31	◎一時保育	保護者の不規則な仕事や通学、病気、出産、看護などで子供の世話ができないときの一時保育サービスを推進します。	5 か所 定員 25 人/日	実施	児童保育課
32	◎休日・年末一時保育	保育園が休日となる、日曜、祝日、年末に保育が必要な子供を預かり保育します。	1 か所	実施	児童保育課
33	◎いっとき保育	保護者のリフレッシュなどを目的として、時間単位で子供を保育することにより、子育てをしている保護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。	2 か所定員 20 人/時間	推進	子ども家庭 支援センター
34	◎ファミリー・サポート・センター運営	サービスを提供する会員と受ける会員の双方を増やすことで、地域における子育て支援の仕組みづくりを強化し、仕事と育児の両立及び子育て家庭の育児負担の軽減を図ります。	会員数 提供会員 492 人 依頼会員 3,224 人 両方会員 223 人 援助活動件数 年 9,639 件	会員数 提供会員 570 人 依頼会員 3,990 人 両方会員 290 人 援助活動件数 年 9,940 件	子ども家庭 支援センター

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
35	◎病児・病後児保育	病気の回復期にあり保育所等で集団保育ができない病後児を、専用の保育室のある施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また、派遣された保育士などが病児・病後児の自宅で保育を行う、居宅訪問型病児・病後児保育を実施します。	施設型 病後児保育 1か所 定員4人/日 延べ401名  居宅訪問型 病児・病後 児保育利用 料助成 延べ120名	実施    実施	児童保育課
36	◎ショートステイ ※予算事業名： 子育て短期支援	子供を養育する保護者が、就労、疾病などの理由で一時的にその子供を家庭で養育できない場合に、短期的な宿泊を伴う養育を実施します。	2か所 年230泊	2か所 年230泊	子ども家庭 支援センター
37	◎トワイライト ステイ ※予算事業名： 子育て短期支援	子供を養育する保護者が、就労などの理由で一時的にその子供を家庭で養育できない場合に、午後5時から午後10時まで施設で養育を実施します。	1か所 年75回	1か所 年75回	子ども家庭 支援センター
38	生涯学習センター こども室運営 ※予算事業名： 生涯学習センター 管理運営	子育て中の保護者の学習・社会参加を支援するため、こども室を活用し、保育が必要な幼児を一時的に保育する場を提供します。	実施	実施	生涯学習課
39	区の施設で行う行事 等における託児サー ビスの提供	区の施設で行う行事や区が主催する行事等においては、保護者が安心して行事等に参加できるよう、託児サービスを推進していきます。	実施	実施	関係全課

### (3) 教育・保育サービスの質の向上

#### 【現状と課題】

乳幼児期は、子供が生涯にわたる人間形成の基礎を培うために重要な時期です。そのため、区立保育所等の第三者評価の実施、民間保育所の処遇改善や保育士等人材確保のための支援等により、教育・保育サービスの質の向上に取り組んでいます。

平成30年度のニーズ調査において、就学前児童保護者が子育てに大きく影響すると思う環境として、「家庭」が92.4%と最も多い結果となっています。年齢別では、0～2歳は「家庭」に次いで「保育所」が多く、3歳以上は「家庭」に次いで「幼稚園」が多くなっています。

こうした中で、子供の育ちや家庭での子育ての課題が指摘され、就学前の教育・保育に求められる役割や機能が重要になってきています。また、学齢期においても、学校教育の他に家庭や地域等での体験も子供の情操や自主性、社会性、創造性を育む上で大切なことから、こどもクラブ、児童館等における児童の健全育成の役割や機能の向上も重要とされています。質の高い教育・サービスの展開を行うために、保育士等の処遇を改善するなど、働く人への配慮も求められています。

#### 【今後の取組み】

教育・保育サービスに関わる人材の育成・研修などを通して、保育や子育て支援の専門性を高め、教育・保育サービスの質の向上を図ります。また、保育需要の拡大に伴い、保育士の人材確保が困難となっているため、区内民間保育所等の人材確保を支援します。

教育・保育サービスの質について、第三者による公正かつ客観的な評価を実施し、サービスの質の向上を目指します。

栄養バランスのとれた食事や望ましい食習慣の定着を促進し、乳幼児が自分から楽しく食べようとする意欲の育成につながるよう、保育所給食の管理を行います。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
40	◎教育・保育施設に関わる人材の育成・養成・研修 ※予算事業名：職員研修等	教育・保育施設に関わる人材の育成・養成・研修を通して、施設等量的充実を図るだけでなく、質的な充実も図っていきます。	実施	実施	関係全課
60	◎スーパーティーチャーの育成【再掲】	学力向上施策を総合的に推進するために、教科などの指導力の高い教職員・保育士を計画的に育成する講座を開催し、区の次代を担う教職員・保育士を育成します。受講後は、区全体の教育力向上を目指し、研修講師などの役割を担い、区に勤務する教職員・保育士への波及を図ります。	実施	実施	指導課
41	◎保育士等処遇改善 ※予算事業名：保育所等保育士等キャリア育成	区内の認可保育所や認証保育所等が行う保育士等職員の賃金改善に要する費用の一部を補助します。	保育士等 キャリア育 成補助事業 実施	推進	学務課 児童保育課
42	◎私立保育所・こども園等振興 ※予算事業名：私立保育所振興、地域型保育振興、私立こども園振興	私立保育所・こども園及び地域型保育施設に対し、保育内容の一層の充実を図るため、国や都の基準を超えて援助を行います。	実施	推進	学務課 児童保育課
43	◎保育士等人材確保 ※予算事業名：こども園保育士等人材確保、保育所等保育士等人材確保	民間保育所等に対し、区内対象施設に勤務する保育士のために宿舍を借り上げた場合に経費の一部を補助します。民間保育所等に対し、保育士資格を有しない職員の資格取得のための試験料・受講料等を補助します。私立認可保育所に対し、就職説明会等を開催するにあたり費用の一部を補助します。	保育従事 職員宿舍 借上げ支援 実施 現任保育従事 職員資格取得 支援 実施 保育士就職説 明会等支援 実施 求人情報の区 公式ホームペ ージ一括掲載 実施	保育従事 職員宿舍 借上げ支援 実施 現任保育従事 職員資格取得 支援 実施 保育士就職説 明会等支援 実施 求人情報の区 公式ホームペ ージ一括掲載 実施	学務課 児童保育課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
44	福祉サービス評価 (第三者評価)  ※予算事業名： 母子生活支援施設運 営、こども園管理運 営、児童福祉サービス 第三者評価	保育所等の利用者への 情報提供とサービスの 質の向上を図るため、保 育所等が提供するサー ビスについて、東京都の 第三者評価システムに 基づき、自己評価及び第 三者評価を実施します。 認証保育所には、評価受 審のための支援を行いま す。	その他施設 －  区立 こども園 －  区立認可 保育所 3か所	実施	子育て・若者支援課  学務課  児童保育課
59	◎教育活動 アシスタント【再掲】	区立学校における教員 の長時間労働の改善に 早急に取り組み、学校教 育の質の維持向上を図 るため、教員を志望する 大学生等のボランティア 指導者や理科教育に 関心の高い者を活用し、 教員の負担軽減を図り ます。	実施	実施	指導課
45	◎保育所等給食管理	直営保育園・こども園 11園において、0歳児か ら5歳児、各年齢に見合 った栄養管理、衛生管理 された、おやつを含む給 食の提供を行います。	実施	実施	児童保育課



保育園の様子



教育活動アシスタント

## (4) 児童・生徒の放課後の居場所づくり

### 【現状と課題】

核家族化の進展や共働き世帯等の増加により、児童・生徒が安全で安心して過ごせる居場所の確保が課題となっています。

国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するとともに共働き世帯等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、令和元年度末までに放課後児童クラブの定員を約30万人分確保するよう求めました。平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、近年の女性就業率の上昇を踏まえ、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進することで、令和5年度末までに放課後児童クラブの定員をさらに約30万人分整備するよう求めています。

平成30年度に実施したニーズ調査では、「平日の放課後にこどもクラブを利用したい」という小学生保護者の割合は22.0%で、前回調査した平成25年度より2.7%増加しています。学年別に内訳を見てみると、小学校1年生で43.8%、小学校2年生は37.3%、小学校3年生は28.7%と学年が上がるほど低くなる傾向にあります。また、「夏休みなどの長期休業日に利用したい」という割合は42.7%で、前回調査より3%増加しています。さらに、「区の子育て支援として特に力を入れてほしいもの」として「放課後子供教室を増やして欲しい」との要望が32.2%の方から挙げられています。

区では、放課後対策を総合的に推進するため、平成29年12月に「台東区放課後対策の方針」を策定し、区内全小学校での放課後子供教室の実施や需要に応じたこどもクラブの整備・定員変更等の検討、児童館におけるランドセル来館事業の実施や中高生の居場所としての活用などの事業を展開しています。

### 【今後の取組み】

女性就業率の上昇や共働き家庭等の増加に伴い、児童・生徒の放課後の居場所に対するニーズは年々増加しています。この状況に対応するため、こどもクラブと放課後子供教室の一体的又は連携による実施を推進するとともに、児童館が実施するランドセル来館や中高生タイムなどの放課後対策事業を広く周知することで、児童・生徒が安全・安心に過ごせる居場所の選択肢を増やしていきます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
46	◎こどもクラブ 運営  ※予算事業名： こどもクラブ運営	共働き家庭等の児童に対し、授業の終了後や長期休業中に宿題、遊び、休息、おやつ提供、体調管理などを行い、基本的な生活習慣についての援助や自立に向けた手助け等により、健全な育成を図ります。	こどもクラブ 25か所  高学年 障害児対応 こどもクラブ 14か所	実施  実施	児童保育課
47	障害児放課後対策	重度の障害児等を受入れる放課後等デイサービス事業者の支援を行います。	実施	実施	障害福祉課
48	◎児童館運営  ※予算事業名： 児童館管理運営	児童・生徒が放課後に安心して過ごすことができる居場所をつくるため、児童館を運営します。 また、小学校高学年の居場所や中高生専用の利用時間を設け、健全な育成を図ります。	児童館 8館  中高生タイム 実施館 2館	実施  実施	児童保育課
49	◎放課後子供教室 運営  ※予算事業名： 放課後子供教室運 営	全ての児童を対象に、小学校の特別教室や校庭、体育館等を活用し、学習や交流活動、スポーツ文化活動等の多様な体験・活動の機会を提供することで、健全な育成を図ります。	放課後子供 教室実施校 5校	推進	児童保育課
221	◎子供育成活動 支援 【再掲】	子供が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、学習支援、食事提供等の包括的な子供育成活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することにより、地域における子供及び家庭を支援する環境を整備します。	助成団体 4団体	助成団体 5団体	子育て・若者支援課

## 基本目標3 子供や親の学びと遊びの場を整備する

### (1) 就学前教育の推進

#### 【現状と課題】

就学前教育と小学校教育との間には、発達と学びの連続性があるとされています。しかし、教育の仕方や授業の指導などにおいて当然違いが生じるため、子供が感じる混乱や指導上の難しさを改善していくことが大切です。その際に就学前教育として年齢、時期にふさわしい教育が行われることが必要とされています。また、小学校入学時において基本的な生活習慣が確立していなかったり、集団行動に調和できなかったりする子供の増加が指摘されています。

区では、幼児期における発達段階に応じた教育・保育を着実にやっていくことや小学校教育との円滑な接続を図ることが重要であるとの認識に立ち、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」に基づくカリキュラムの実践を推進し、内容の充実・発展を図るための取組みを行っています。

#### 【今後の取組み】

区は、「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」で重視する、規範意識の芽生えの育成、体力の向上など6つの取組みを引き続き推進します。また、新たな実践事例を通して、カリキュラムのさらなる充実・発展を目指します。幼稚園・保育園・こども園の交流活動や、教職員と保育士の合同研修の機会の充実も図っていきます。また、就学前教育から小学校教育への接続が円滑に進むよう、幼稚園・保育園・こども園と小学校相互の連携や交流をさらに強化していきます。幼児・児童等の基礎学力の定着・向上及び一貫した生活指導を図るため、教職員や保育士相互の交流を深めることを目的とした「連携の日」を実施し、学校・園の枠を超え、共通の考え方に立った教育・保育を進めるとともに、保護者の子育て支援のさらなる充実を図ります。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
50	◎幼児教育共通カリキュラムの推進  ※予算事業名： 学校園経営・研修支援	「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」に基づき、カリキュラムの実践を推進します。また、国において平成29年3月に改訂された「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」などの基本的な考え方を踏まえ、カリキュラムを一部改訂し、区内の幼稚園・保育園・こども園における一層の推進を図ります。	カリキュラムの一部改訂実施  新たな実践事例の検証6事例	-  新たな実践事例の検証6事例	教育支援館
51	就学前施設における読書活動の推進  ※予算事業名： 幼稚園図書環境整備、こども園図書環境整備、保育所における読書活動の推進	子供の発達段階に応じた、教育・保育を着実に進めていくため、区立の幼稚園・保育園・こども園に配備している絵本などの充実を行い、読書活動の推進を図ります。	実施	実施	庶務課 学務課 児童保育課
52	◎就学前施設における特別支援教育の推進  ※予算事業名： 特別支援教育支援員の配置	区立幼稚園・保育園などの就学前施設での受け入れにおいて、特別な教育的支援を必要とする幼児が安全安心な環境で教育・保育を受けられるよう、特別支援教育支援員を配置し、教育環境の充実を図ります。	支援を必要とする幼児に配慮した支援員の配置実施	支援を必要とする幼児に配慮した支援員の配置実施	教育支援館
53	幼児の体力向上支援	幼児の基礎体力向上と職員の指導力の向上を図るため、区立の幼稚園・保育園・こども園にスポーツ専門指導員を派遣するとともに、私立幼稚園・保育園・こども園における幼児の体力向上に関する取組みを支援し、運動習慣の定着を図ります。	スポーツ専門指導員の派遣園数23園  私立幼稚園・保育園・こども園に対する支援実施	スポーツ専門指導員の派遣園数23園  私立幼稚園・保育園・こども園に対する支援実施	庶務課 学務課 児童保育課 教育支援館
54	幼児運動教室	幼児に幼児期特有の体の使い方を教え、幼児期から運動する習慣を身に付けさせるため、就学前の児童を対象とする運動教室を実施し、子供の体力を向上させます。	幼児運動教室3か所	幼児運動教室3か所	スポーツ振興課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
55	◎連携の日 ※予算事業なし	幼稚園・保育園・こども園と小学校、小学校と中学校の円滑な接続を図るため、教職員の相互理解や幼児・児童・生徒の交流のきっかけをつくります。	年2回開催	年2回開催	指導課
56	出前教育委員会 ※予算事業なし	教育委員が幼稚園・保育園・こども園・小・中学校の施設状況や運営状況を把握するために出向きます。また、台東区教育委員会の施策・考え方・取組みを教員・保育士等、幼稚園・保育園・こども園・小・中学校の関係教職員に直接伝える場としていきます。	実施	推進	庶務課
57	◎私立幼稚園への助成 ※予算事業名： 私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助、私立幼稚園教育相談補助、私立幼稚園教育活動推進、私立幼稚園預かり保育推進補助	私立幼稚園や私立幼稚園連合会が実施する教育相談、教育活動の推進などの事業に対して、補助金を交付することにより、幼児教育の充実を図ります。	実施	実施	庶務課



幼児運動教室の様子

## (2) 学ぶ環境の整備

### 【現状と課題】

子供の豊かな心を育み、心身の健やかな成長を支えるため、日常生活の支援に向けた指導体制の整備や思春期における適切な保健指導などの充実が必要です。区ではこれまでも、子供が身体的・精神的にたくましく生きる力を身につけることが出来るよう、様々な地域資源を活用した多様な学習機会の確保、確かな学力の習得に向けた教育環境の充実、健やかな心身の成長を支援するための指導体制の整備に取り組んできました。

平成30年度のニーズ調査では、子育てに関して日常悩んでいることまたは気になることについての設問で、小学生保護者のうち43.1%が「子供の教育に関すること」と回答しています。また、「友だちづきあい(いじめ等を含む)」と回答した人は28.5%となっています。

こうしたことから、学びと交友の場である学校の環境を見直し、改善が必要であると考えられます。保護者が安心して子供を学校に通わせることが出来るよう、学力向上に向けた教育環境や制度の充実が望まれます。さらに、学習相談や教育相談のみならず、不登校やいじめなど人付き合いから生じる心の問題などに関する相談事業の強化も必要です。

### 【今後の取組み】

発達段階に応じ、学校では基礎学力の定着を図る多様性のある指導カリキュラムの作成に取り組めます。また、学校図書環境を整備することにより、国語力の向上や情操教育の効果を高めていきます。デジタル教科書や電子黒板などのICT機器の利活用により、子供の学習に対する興味・関心を喚起していきます。

さらに、魅力ある教育活動の推進や、学校運営連絡協議会の活用により、児童・生徒や地域特性に即した学校づくりを目指します。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催後も、国際理解重点教育の実施により、豊かな国際感覚を身に付けた児童・生徒の育成に努めます。

感受性の豊かな思春期において、生涯を通じて自らの健康を管理し改善できるよう、飲酒・喫煙・薬物に対する適切な指導の充実を図ります。精神的な支援が必要な子供などが安心して相談できるよう、区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、教育支援館における教育相談、保健所における精神保健福祉相談の連携を推進し、学童期から思春期、青年期にかけてのこころの相談が、継続的、効果的に進められるように努めていきます。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
58	◎学力向上推進 ティーチャー	区立小・中学校に非常勤講師を配置し、きめ細かな学習機会の提供や放課後を活用した学習指導などを行い、児童・生徒の確かな学力向上を図ります。	実施	実施	指導課
59	◎教育活動 アシスタント	区立学校における教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図るため、教員を志望する大学生等のボランティア指導者や理科教育に関心の高い者を活用し、教員の負担軽減を図ります。	実施	実施	指導課
60	◎スーパーティー チャーの育成	学力向上施策を総合的に推進するために、教科などの指導力の高い教職員・保育士を計画的に育成する講座を開催し、区の次代を担う教職員・保育士を育成します。受講後は、区全体の教育力向上を目指し、研修講師などの役割を担い、区に勤務する教職員・保育士への波及を図ります。	実施	実施	指導課
61	土曜学校公開 ※予算事業なし	保護者や地域の方に学校の授業を公開する土曜学校公開を各校年間10回実施し、開かれた学校づくりを進めます。また、授業日数を確保し、児童・生徒の確かな学力向上を図ります。	実施	実施	指導課
62	台東区総合学力調査 ※予算事業名： 学力向上のための調査研究	一人ひとりの学習状況に対応し、確かな学力の向上を図り、授業改善に役立てるため、総合学力調査を実施します。	小学4年 2科目 小学5年 4科目 小学6年 2科目 中学1年 4科目 中学2年 5科目 中学3年 2科目	小学4年 2科目 小学5年 4科目 小学6年 2科目 中学1年 4科目 中学2年 5科目 中学3年 2科目	指導課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
63	◎学習支援講座 ステップアップ	経済的事情などにより十分な学習機会のない中学生を対象に、外部講師による講座を実施します。	実施	実施	指導課
64	小・中学校 ICT 教育の 推進	ICT 機器を活用した授業を実施することで、児童・生徒の授業に対する関心や意欲、理解度を高め、情報活用能力の育成を図るとともに、情報モラル教育も行う。また、それらに必要な ICT 教育環境を整備していく。	実施	推進	庶務課 指導課
65	小・中学校図書環境 整備	国語力の向上を図り、情操教育効果を高めるため、文部科学省設定の学校図書標準を踏まえ、区立小・中学校図書館の蔵書を充実し、児童・生徒の読書活動を推進します。	小中学校 図書館の 蔵書整備 実施  学校図書館 司書の配置 週2回 (小学校) 週1回 (中学校)  ボランティア 指導員の 配置 実施	小中学校 図書館の 蔵書整備 実施  学校図書館 司書の配置 週2回 (小学校) 週1回 (中学校)  ボランティア 指導員の 配置 実施	庶務課 指導課
66	小・中学校における 環境教育  ※予算事業名： 環境関連施設体験学 習	地域における清掃・美化・リサイクル活動への参加や施設見学会の実施など区立小・中学校において体験や実践による教育活動を通じ、児童・生徒の環境に対する意識の向上と実践力の育成を図ります。	区立小中学校 における 清掃・美化・ リサイクル 活動 実施  小学校全校 での清掃施 設見学会 実施	区立小中学校 における 清掃・美化・ リサイクル 活動 実施  小学校全校 での清掃施 設見学会 実施	指導課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
67	◎特別支援教育の 推進	特別支援学級の適正な学級編成や特別支援教育支援員の適正な配置により、教育環境の整備を行うとともに、児童・生徒が個々のニーズに応じた適切な教育が受けられるよう指導・助言を行います。 また、教員に対する特別支援教育研修会等を実施します。	特別支援学級の運営実施 就学相談委員会等開催実施 就学支援シート活用割合 83.6% 副籍事業実施割合 97.1% 中学校特別支援教室導入による巡回指導検討 特別支援コーディネーター研修 年3回 初任者研修(特別支援教育) 年1回 支援を必要とする児童・生徒に配慮した支援員の配置実施	特別支援学級の運営実施 就学相談委員会等開催実施 就学支援シート活用割合 92% 副籍事業実施割合 100% 中学校特別支援教室導入による巡回指導実施 特別支援コーディネーター研修 年3回 初任者研修(特別支援教育) 年1回 支援を必要とする児童・生徒に配慮した支援員の配置実施	学務課 指導課 教育支援館
68	英語教育の充実 ※予算事業名： 小学校英語活動の推進、英語教育の充実	区立小・中学校に外国語指導助手を派遣し、ネイティブの英語にふれあう機会を設けることで、児童・生徒の英語活用能力と国際感覚を養っていきます。	実施	実施	指導課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
69	国際理解重点教育	区立小学校において、東京都の体験型英語施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」での校外学習を実施するとともに、区立中学校の希望生徒を対象に夏休み期間を利用した英語体験学習プログラム「English Summer School」を実施し、将来に向けてグローバルな視点で課題を解決しようとする、こころざし高い人材を育てます。 また、区立中学校の代表生徒を海外に短期留学させ、現地校における授業体験、施設観察、その他現地の生徒やその家族と生活・学習等の相互交流を通して、国際理解教育を推進します。	TOKYO GLOBAL GATEWAY の体験検討  English Summer School の開催検討  海外短期留学実施	実施  実施  実施	指導課
70	魅力ある教育活動の推進	幼児・児童・生徒の実態に応じた教育、地域の文化や地域住民とのかかわりを生かした教育、これからの時代に必要な能力を育てる教育など、学校・園の創意工夫を生かした魅力のある教育活動の推進を図ります。	実施	実施	指導課
71	学びのキャンパス プランニング	区内の博物館・美術館などの文化施設や、区にゆかりのある企業・団体・学識経験者などと連携して台東区学校教育ビジョンの実現に向けたプランを計画します。学校・園では、自校・園に合ったプランを選択し、実施していきます。	プラン数 126 プラン	プラン数 130 プラン	指導課
72	◎学校運営連絡 協議会	開かれた学校づくりを進めるため、学校運営について校園長と地域の関係者、保護者が意見交換をする場を設け、保護者や地域からの評価をもとに、学校運営の改善・充実を図ります。	1 校園あたり 3 回  学校評価 全校園実施	1 校園あたり 3 回  学校評価 全校園実施	庶務課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
73	覚せい剤等乱用防止 啓発活動	覚せい剤等薬物に対する正しい知識と薬物乱用がもたらす恐ろしさを広く区民に周知し、薬物乱用防止を図ります。	区内小中学校 に対して薬物 乱用防止教室 を実施 年1回	区内小中学校 に対して薬物 乱用防止教室 を実施 年1回	生活衛生課
74	◎スクールカウンセ ラー	区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の不登校やいじめ、しつけや心の問題などの教育相談に対応します。	1校あたり 配置日数 小学校 週2日 中学校 週1日	1校あたり 配置日数 小学校 週2日 中学校 週1日	指導課
75	◎スクールソーシャ ルワーカー ※予算事業名： 教育支援館運営	社会福祉に関する専門的な知識や技能を有する人材を、スクールソーシャルワーカーとして配置し、いじめや不登校、家庭の貧困や虐待など、子供が置かれた環境面における諸問題の解決を図ります。	実施	実施	教育支援館
76	学校教育相談員の 配置	児童・生徒、保護者、区民等からの学校を取り巻く各種相談に対し、迅速な初期対応や適切な指導体制をとります。	実施	実施	指導課
77	ふれあいパートナー 派遣 ※予算事業名： 生活指導相談学級の 運営	不登校等で家にひきこもりがちの小・中学生を対象に、精神的な自立と学校復帰を目的として、心理学を専攻する大学院生や大学生等が家庭を訪問して話し相手や相談に応じます。	実施	実施	教育支援館
78	◎教育相談	子供の教育上のさまざまな悩みに関して、本人や保護者を対象としたカウンセリングを臨床心理士が行います。	実施	実施	教育支援館
79	生活指導相談学級の 運営	学校生活に適應できず、長期欠席傾向にある児童・生徒を対象に、教職経験者や臨床心理士等が学校復帰に向けた支援をするための指導を行います。	実施	実施	教育支援館

### (3) 子供の参画・多様な活動機会の充実

#### 【現状と課題】

思春期に達している中高生等は、やがて次世代の親となる存在です。現在の中高生等は、近所付き合いの希薄化の影響等により、日常的に小さな子供とふれあう機会が減っています。そのため、区では保育園、幼稚園、児童館等で中高生等が乳幼児とふれあう機会の設定や保育ボランティアを募集するなどして、子供とふれあう場を提供しています。

平成30年度のニーズ調査では、乳幼児とふれあう機会に関する設問に対し、「赤ちゃんや小さな子供と一緒に遊んだことはないがふれあいには興味がある」と回答した人は、中学生で31.5%、高校生相当年齢者で33.5%となっており、中学生、高校生相当年齢者どちらにおいても最も多いという結果となっていました。また、将来子供を育ててみたいと回答した人は、中学生で59.8%、高校生相当年齢者で61.2%となっています。中学生、高校生相当年齢者どちらにおいても平成25年度の調査より割合が低くなっています。

これらのことから、次世代の親となる点を重視し、子育ての喜びや楽しさを知るための体験・学習環境を充実させていく必要があると考えられます。また、中高生等が自らの将来について考えるため、自ら学び、自ら考える力を身につける機会や社会的自立に向けた支援も求められます。

#### 【今後の取組み】

音楽・芸術活動や自然体験など、子供の個性や創造性を伸ばすことのできる場の確保、機会の提供に努めます。

生涯学習センター等における学習支援活動に関しては、子供の意見や視点が十分に反映されたメニューを提供することで、子供の興味や関心を伸ばし、楽しみながら学べる環境を引き続き提供していきます。

また、スポーツを始めるきっかけづくりの場を提供するなど、子供の体力向上の取組みも進めていきます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
80	乳幼児とふれあう 機会の充実	将来の親となる世代である中高生に、子育ての喜びや楽しさを体験できるように、様々な機会を設けて、乳幼児とふれあう時間を増やすなどの取組みを進めていきます。また、学校・幼稚園で実施する職場体験等の進路指導・助言を行います。	児童館で「中高生と赤ちゃんのふれあい事業」実施  職場体験実施	児童館で「中高生と赤ちゃんのふれあい事業」実施  職場体験実施	児童保育課 指導課
81	中学校職場体験  ※予算事業名： 進路指導の充実	中学生に、地域の商店、企業等で仕事の体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観、職業観を育成します。	実施	実施	指導課
82	小・中学校 ふれあい学習	地域の人材や教材を学校の教育活動に導入し、人々とふれあうことにより、児童・生徒に地域社会の一員としての自覚や地域を愛する心を育てます。	実施	実施	指導課
83	青少年教育の推進	小学生から高校生年代までの青少年が、自然体験や創作活動などの異年齢集団の活動を通じて、自主性や創造性、社会性を養い、グループ活動で発揮できる力を育みます。	活動日数 年64日	活動日数 年64日	生涯学習課
84	子供の文化教育の充実  ※予算事業名： 小学校演劇鑑賞教室、 小学校音楽鑑賞教室、 中学校音楽鑑賞教室	学校の教育活動の一環として、文化施設や文化団体との連携により、能・狂言やオーケストラなど、児童・生徒に本物に触れる機会を提供します。	小学校演劇 鑑賞教室 各校1回  小学校音楽 鑑賞教室 各校1回  中学校音楽 鑑賞教室 各校1回	小学校演劇 鑑賞教室 各校1回  小学校音楽 鑑賞教室 各校1回  中学校音楽 鑑賞教室 各校1回	指導課
85	環境学習の推進	より多くの区民及び事業者に対し、低炭素化の推進や資源循環、自然環境保全などに関する学習の機会を提供し、環境問題を自ら考え、環境行動の実践ができるよう支援します。 環境ふれあい館ひまわりで、子供などを対象とした講演会、講座、イベントなどを行っています。	環境学習講座 112回  環境講演会 23回	環境学習講座 128回  環境講演会 24回	環境課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
86	台東区子供歴史・文化検定  ※予算事業名： 台東区歴史・文化検定	子供たちに郷土の歴史・文化の伝承を図り、郷土を愛する心を育むため、「台東区歴史・文化テキスト」を作成・配付します。また、テキストの理解を深めるため、「台東区子供歴史・文化検定」を実施します。	テキスト 配付・活用 小学校5年生全員、区外から転入した小学校5・6年生及び中学生  検定 1回	テキスト 配付・活用 小学校5年生全員、区外から転入した小学校5・6年生及び中学生  検定 1回	生涯学習課
87	台東区の民話と伝承遊びの普及	小学校や幼稚園・保育園などを訪問し、台東区に伝わる民話や伝説、伝承遊びを子供たちに伝える普及活動を実施することで、生まれ育った郷土をよく知り、愛する心を育成します。また、普及活動の充実を図るため、地域普及委員養成講座を実施します。	普及活動 全校・園実施  普及委員 養成講座 実施	実施  実施	生涯学習課
88	台東区ジュニアオーケストラ	青少年教育の一環として、情操教育を重点とした組織的教育活動を推進し、青少年のオーケストラに関する部門の育成を図ります。	団員の 練習日数 72日	団員の 練習日数 72日	生涯学習課
89	上野の森ジュニア合唱団	青少年教育の一環として、情操教育を重点とした組織的教育活動を推進し、青少年の合唱に関する部門の育成を図ります。	団員の 練習日数 90日	団員の 練習日数 90日	生涯学習課
90	子供の読書活動推進	子供が読書に親しめるよう、おはなし会などの子供向け事業を実施するとともに、読み聞かせや学習などに役立つよう、保育園、幼稚園、小中学校、児童館及びこどもクラブなどへの団体貸出を推進します。	おはなし会 などの活動 315回  団体貸出 実施	おはなし会 などの活動 325回  団体貸出 実施	中央図書館
91	まちかど図書館管理運営	公共施設をまちかど図書館として、地域住民や子供が気軽に立寄ることができる場所を提供します。	3か所 (うち1館 小学校改修 工事により 休館中)	3か所	中央図書館
92	生涯学習ラーニングスクエア	生涯学習のきっかけづくりとして様々な内容の講座・教室を提供し、親と子が共に学習できる内容の教室についても実施します。	講座数 5講座	講座数 5講座	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
93	知る・作る・学ぶ講座	児童・生徒の休日等の自主学習を支援し、学校の日常では時間をかけて学べない内容について学習する場を提供します。	5講座 計108日	5講座 計108日	生涯学習課
94	少年少女発明クラブ	児童・生徒が、機械工作などの創造・創作活動を通じて、発明や工夫することの楽しさを体験できる場を提供します。	45日 参加者数 延べ1,500人	45日 参加者数 延べ1,500人	生涯学習課
95	工作教室	5歳児から小学4年生までの子供たちが、ものづくりを通じて創造性を養うことができるような創作活動の場を提供します。	10日 参加者数 延べ170人	10日 参加者数 延べ170人	生涯学習課
96	◎スポーツひろば	スポーツを始めるきっかけづくりの場として、「スポーツひろば」を区立小中学校の一部で、中学生以上の一般向けと小・中学生対象の子供向けの事業を実施します。	スポーツ ひろば 累計9カ所 初心者教室 実施	スポーツ ひろば 累計10カ所 初心者教室 実施	スポーツ振興課
97	◎総合体育館 個人開放	スポーツを始めるきっかけづくりの場として、台東リバーサイドスポーツセンターを個人開放します。	179,600人	推進	スポーツ振興課
98	寿作品展示会	シニアクラブを中心とする高齢者の作品展示とあわせて小学校児童、幼稚園児等の作品を展示し、高齢者の生きがいと仲間づくりの促進、他世代との交流を図ります。	2日間開催 来場者数 (延べ) 2,271人	来場者数 (延べ) 2,600人	健康課



青少年教育の推進



台東区ジュニアオーケストラ演奏会

## (4) 安心できる遊び場の整備

### 【現状と課題】

児童・生徒の健全育成や、安心できる遊び場の提供という観点から、子供の居場所の確保が求められています。区では、子供が安心して遊べる場所の確保として、公園の整備や学校開放などによる取組みを行ってきました。

平成30年度のニーズ調査では、区の子育て支援として特に力を入れて欲しいものとして、就学前児童保護者の48.1%、小学生保護者の57.9%が「公園など家の外で安心して子供が遊べる場を増やしてほしい」と回答しており、どちらの保護者においても上位となっています。また、小学生保護者における身近な地域で子供同士が交流等を行える場として望ましいものについての回答は、「子供同士でスポーツをしたり、スポーツ活動の指導をしてくれたりする場」が67.4%と最も多くなっています。さらに、中学生及び高校生相当年齢者では、授業等の後に行きたい場所として「自由にスポーツができる場所」が中学生で49.5%、高校相当年齢者で35.0%といずれにおいても上位でした。平成25年度の調査では、「自由にスポーツができる場所」に次いで「本や雑誌などが自由に読める場所」が上位でしたが、平成30年度の調査では、中学生は「インターネットやゲームなどのコンピューター機器が自由に使える場所」が35.7%となっています。また、高校生相当年齢者は「同じ趣味を持った人が集まれる場所」が30.0%と中学生、高校生相当年齢者それぞれにおいて、行きたい場所や求めている場所に変化が見られます。

多くの方に子供が安心して遊べる場所、子供の居場所づくりが求められています。公園をはじめとした安全な遊び場、気軽に親子が集える場の整備、異年齢間での交流ができる施設や催し物など、多様なニーズに応える取組みが必要です。

### 【今後の取組み】

子供が安心して遊べる場所として、子育てやバリアフリーなど多様な視点に配慮した公園の整備を進めるほか、区立小・中学校を開放していきます。

また、青少年教育の一環として、小学生から高校生までの青少年が自然体験や創作活動を行い、グループ活動で発揮できる力を養います。

さらに、児童館を児童・生徒の健全育成の場としてだけではなく、乳幼児親子、小学生から中高生までの居場所の一つとして位置付け、異年齢・異世代の交流、子供が主体となるプログラムの展開を進めます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
99	特色ある公園の整備	地域の特色や、利用者の意見などを踏まえ、自然環境に配慮しながら子育てやバリアフリー、防災機能の強化など様々な視点で公園を整備することにより、地域の憩いの場となり、安全で快適に利用できる魅力ある公園を提供します。	整備2園 累計：20園	毎年整備 2園 設計2園 累計：30園	公園課
100	学校開放 ※予算事業名： 小・中学校施設管理	学校教育に支障のない範囲において、児童・生徒の生活指導や社会教育活動・社会体育活動の場として利用できるように、区立小・中学校施設を開放します。	実施	推進	庶務課
101	遊びの指導の充実 ※予算事業名： 児童館管理運営	日常の児童館活動や公園出前活動などで、子供達に様々な遊びを提供して、子供達の自由に遊ぶ力を伸ばしていきます。また、子供達の異年齢交流を促進し、子供のリーダー育成に取り組めます。	実施	推進	児童保育課
115	◎子ども家庭 支援センター運営 【再掲】	3歳までの子供とその保護者がゆったりくつろぐことができる、親子の遊び場を提供します。	4拠点 月～土曜日 開設	4拠点 月～土曜日 開設	子ども家庭 支援センター
48	◎児童館運営 【再掲】 ※予算事業名： 児童館管理運営	児童・生徒が放課後に安心して過ごすことができる居場所をつくるため、児童館を運営します。 また、小学校高学年の居場所や中高生専用の利用時間を設け、健全な育成を図ります。	児童館 8館  中高生タイム 実施館 2館	実施  実施	児童保育課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
102	出前児童館活動 ※予算事業名： 児童館管理運営	公園や公共施設等を利用した幼児タイムや下町こども工房等の活動を展開し、子供達と遊びを楽しむと共に地域の方々と一緒に子育てに取り組んでいくことができる協力関係を築いていきます。	児童館 8館  中高生タイム 実施館 2館	実施   実施	児童保育課
103	子供参画の推進 ※予算事業名： 児童館管理運営	従来の指導員の指導による施設利用だけでなく、子ども会議の開催等により、子供達が意見や要望を出し合い、主体的に運営に関わり、事業を実施できるようにします。	児童館 8館  中高生タイム 実施館 2館	実施   実施	児童保育課



子ども家庭支援センター遊び場の様子



児童館遊び場の様子

## 基本目標 4 子育て支援環境の充実を図る

### (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

#### 【現状と課題】

近年、女性の就業率が高まり、働くことが一般化しているため、男性も女性も子育てをしながら仕事の責任を果たすことが出来るような環境整備が求められています。また、区では区内企業を中心にワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みを行っておりますが、引き続き、長時間労働の抑制やテレワーク活用等の働き方の柔軟化、休暇を取りやすい制度などさらなる働き方改革を進めていく必要があります。

平成30年度のニーズ調査では、「父親が平日に子供と過ごす時間が30分未満」という回答は、就学前児童保護者で25.3%、小学生保護者で30.1%となっています。また、子育てと仕事の両立を図るため、職場においてどのような制度や支援策に取り組んで欲しいかということに対して、小学生保護者で「子供が病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」が36.9%と最も多い結果となっています。

男性も女性も、より育児休暇や短時間勤務を取得しやすいように企業への環境整備を働きかけ、意識啓発の活動や支援事業の情報提供の継続が必要です。また、男性の積極的な育児参加を推進するための講座を開講するなどし、子育てに関する知識や理解を持ってもらい、子供と過ごす時間を持ってもらえるような取組みの充実も重要です。

#### 【今後の取組み】

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等を認定し、その取組みを応援する「台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」をはじめとする取組みや国や都が実施している支援事業の情報提供や先進事例の紹介を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」の策定を進めるため、経営セミナーを活用するなど、企業に対して計画に関する情報提供を実施します。

平成27年1月に施行した「東京都台東区男女平等推進基本条例」に基づき、男性も女性も相互の協力と社会の支援のもとに、家庭、地域及び職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう取り組みます。また、父親向けの講座など男性の子育て力を高める取組みを進めます。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
104	◎ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組み  ※予算事業名： ワーク・ライフ・バランス推進、利子及び信用保証料補助、企業・人材育成支援	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業に対し、融資あっせん、助成を行うことで、区内中小企業のワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業 22社  ワーク・ライフ・バランス講座実施  ワーク・ライフ・バランス資金実施  職場環境等向上支援 15件	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業推進  ワーク・ライフ・バランス講座実施  ワーク・ライフ・バランス資金実施  職場環境等向上支援 15件	人権・男女共同参画課  産業振興課
105	区内企業等に対する意識啓発及び情報提供  ※予算事業名： ワーク・ライフ・バランス推進、男女共同参画の推進、雇用・就業支援、経営相談	区内の企業等が、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備に取り組めるよう、両立支援に関する制度や都の支援事業などの情報を提供します。	女性向け再就職支援講座実施  国・都の取組み情報提供  女性の再就職を支援する講座実施	女性向け再就職支援講座実施  国・都の取組み情報提供  女性の再就職を支援する講座実施	人権・男女共同参画課  子育て・若者支援課  産業振興課
106	一般事業主行動計画策定の促進  ※予算事業名： 企業・人材育成支援	経営セミナー等を活用し、各種制度の案内等を行い、経営対策の一環として、行動計画の策定を促進します。	実施	推進	子育て・若者支援課  産業振興課
107	男女平等参画  ※予算事業名： 男女共同参画の推進	男女平等参画社会の実現に向け、講座などによる意識啓発をはじめとする取組みを推進します。	はばたきプラン21推進会議 4回開催  男女平等推進フォーラム 1回開催  男女平等参画推進講座 12回開催  男女平等推進情報誌の発行 2回発行	はばたきプラン21推進会議 4回開催  男女平等推進フォーラム 1回開催  男女平等参画推進講座実施  男女平等推進情報誌の発行 2回発行	人権・男女共同参画課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
108	お父さんのための 講座 ※予算事業名： 子ども家庭支援 センター運営	父親を対象とし、子供との 関わり方や遊び方等 の講座を実施し、子育て 力の向上、積極的な育児 参加を推進します。	40回	40回	子ども家庭 支援センター
122	◎家庭教育学級 【再掲】 ※予算事業名： 家庭教育の振興	家庭教育力を一層高め るため、幼稚園・保育園・ こども園・小・中学校に 通園・通学する子供の保 護者を対象に、家庭教育 学級を実施します。	年42会場	年43会場	生涯学習課



お父さんのための講座



家庭教育の振興

## (2) 経済的負担の軽減

### 【現状と課題】

区では、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の子供出生時、小・中学校入学時に祝品の贈呈を実施しております。

平成30年度のニーズ調査では、区の子育て支援として特に力を入れて欲しいものとして、就学前児童保護者で「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減して欲しい」という回答が27.4%、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めて欲しい」という回答が22.6%となっています。どちらの項目についても、平成25年度の調査と比べて割合は減少していますが、引き続き、子育てに関する経済的支援が求められている結果となっています。また、小学生保護者においても、「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」という回答が38.1%と上位に挙げられています。

このようなことから、子供の体調が心配な時にいつでも医療機関を受診できるよう、子供の医療費助成を継続することで、医療費の負担軽減を行うことが必要です。また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給等についても継続して行っていく必要があります。

### 【今後の取組み】

子供の体調が心配な時にいつでも医療機関を受診できることは、子供の健全育成の基盤をなすものです。そこで、中学校3年生修了時までの子供を養育する保護者を対象に、その子供の医療費と入院時の食事代を助成し、医療費の負担軽減を引き続き行っていきます。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当の支給をはじめ、引き続き多子世帯向けに、ライフステージの節目に祝品を贈呈します。

子育て世帯の負担軽減を主な目的とし、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
109	子ども医療費助成	中学3年生修了時（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童の保険診療医療費の自己負担分を入院時の食事代も含め助成します。	助成件数 342,801件	実施	子育て・若者支援課
110	弱視等治療用眼鏡助成	9歳未満の児童を対象に健康保険の適用となった弱視等治療用眼鏡等の更新や修理にかかる費用の一部を助成します。	助成件数 8件	実施	子育て・若者支援課
111	◎児童手当	中学3年生修了時（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育する父または母などに手当を支給します。	受給者数 12,543件	実施	子育て・若者支援課
112	私立幼稚園保護者補助 ※予算事業名： 私立幼稚園就園奨励、私立幼稚園保護者負担軽減、私立幼稚園保護者補助	私立幼稚園の保護者負担を軽減するため、区単独事業として補助金を支給します。	補助園児数 延べ9,036件	実施	庶務課
113	子育てのための施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化の一環として、保育の必要性の認定を受けた児童が、幼稚園、こども園の預かり保育や認可外保育施設等利用した際に要する費用を上限額の範囲内で支給します。 また、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園等については、上記に加え、在籍している児童が当該施設を利用した際に要する費用を上限額の範囲内で支給します。	支給件数 延べ6,688件	実施	庶務課 学務課 児童保育課
114	にぎやか家庭応援プラン	第3子以降の児童について、ライフステージの節目となる出生、小・中学校入学時に祝品を贈呈します。	申請率 97.0%	実施	子育て・若者支援課

### (3) 地域における子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

区では、子ども家庭支援センターにおいて、乳幼児とその保護者向けのあそびひろばの開設や親子遊びプログラム、18歳未満の子供に関する総合相談などの子育て支援事業を実施してきました。

平成30年度のニーズ調査においては、就学前児童保護者で「子ども家庭支援センター等を利用したことがない」と回答した人が、33.4%となっています。さらに年齢別にみると、0歳では「利用したことがない」が50.0%と最も多くなっています。

子育てをする人にとって、身近な地域の中で、乳幼児の親子が気軽に集まり、保護者同士の交流や子育ての悩みなどを相談できる場を提供することが重要です。子ども家庭支援センターの運営を継続し、地域の子育て支援の拠点として、より多くの人々がさらに利用しやすいよう子育てに関する様々な情報提供や、子育て支援事業を充実する必要があります。

#### 【今後の取組み】

今後も、子ども家庭支援センターが地域の子育て支援の拠点として、子育て中の保護者とその子供が安心して遊び、交流を通して仲間づくりができるよう、あそびひろばの環境整備に努め、多様なニーズに即した親子遊びプログラムを実施していきます。

また、乳幼児健康診査などの事業を通して子育て中の家庭の状況を把握し、家庭を支えています。さらに、子供・若者総合相談により子育て支援に係る機関が連携し、各窓口等で受けた相談をより専門的な部署につなぎ、また、思春期や青年期にかけての相談などにも対応します。

親も子供とともに成長することで、家庭での教育の力や子育てする力が向上するよう、子育てに関する講習会を開催します。

さらに、地域で子育てを支援していくため、子育てサークル及び保育ボランティアの育成等にも取り組めます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
115	◎子ども家庭 支援センター 運営	3歳までの子供とその保護者がゆったりくつろぐことができる親子の遊び場を提供します。また、親子で楽しく遊べる行事を実施します。	4拠点 月～土曜日 開設	4拠点 月～土曜日 開設	子ども家庭 支援センター
116	親子遊びプログラム ※予算事業名： 子ども家庭支援 センター運営	子ども家庭支援センターで子育て中の保護者とその子供を対象とした講座・講演会の開催や交流の場を提供します。	762回	762回	子ども家庭 支援センター
117	1歳のお誕生会 ※予算事業名： 子ども家庭支援 センター運営	1歳になる子供を対象に子ども家庭支援センターでお誕生会を開催し、子供の成長がわかるよう足形をとります。	各センター 月1回	各センター 月1回	子ども家庭 支援センター
118	子育て総合相談 ※予算事業名： 子ども家庭支援 センター運営、 要保護児童支援 ネットワーク	18歳未満の子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対して、専任の相談員が相談・援助を行います。また、子育てに関する情報の提供、援助の調整を行います。	実施	実施	子ども家庭 支援センター
231	子供・若者総合相談 【再掲】	0歳～39歳までの子供・若者に関するあらゆる悩みや不安等に対する相談を受け、必要な相談を行います。	検討	実施	子育て・若者支援課
212	松が谷福祉会館の 再整備【再掲】	松が谷福祉会館における障害者自立支援センターの機能の充実に加え、子供に関する様々な相談に対応できる相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置、困難を有する若者を対象とした居場所づくりなど、令和6年度の開設に向けて再整備します。	検討	完了	子育て・若者支援課 松が谷福祉会館
119	児童館幼児タイム ※予算事業名： 児童館管理運営	児童館で幼児を対象とした事業を開催します。	実施	推進	児童保育課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
120	子育てひろば ※予算事業名： 保育所運営	区立保育園で保育士が一緒に遊んだり、子育てに関する相談に応じたりします。	各園実施  保育園 合同行事 3回	各園実施  保育園 合同行事 3回	児童保育課
8	◎乳幼児健康診査【再掲】 ※予算事業名： 母子健康診査	乳幼児の健康管理と健全な発達・育成を支援するため、乳幼児に対する健康診査を実施します。	受診率 92.4% (30年度)	受診率 97.0%	保健サービス課
121	◎乳幼児家庭教育学級 ※予算事業名： 家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、乳幼児の保護者を対象に、乳幼児家庭教育学級を実施します。	年4会場	年4会場	生涯学習課
122	◎家庭教育学級 ※予算事業名： 家庭教育の振興	家庭教育力を一層高めるため、幼稚園・保育園・こども園・小・中学校に通園・通学する子供の保護者を対象に、家庭教育学級を実施します。	年42会場	年43会場	生涯学習課
123	◎家庭教育支援者養成講座 ※予算事業名： 家庭教育の振興	子育て中の保護者への声掛けや相談を行うなど、家庭教育を支援する人材を養成するための講座を実施します。	実施	実施	生涯学習課
124	◎子育て地域サポーター ※予算事業なし	ボランティア活動に従事する人材を募り、子供達に対する学習支援のほか、地域で実施する子育て関連事業を支援します。	登録者数 10人	10人 (累計50人)	子育て・若者支援課
125	伝えよう親と子のふれあい広場	子育て中の親子、これから親になる方、そして子育てを支える区民を対象に子守唄講習会を開催し、親と子の絆を深め、子育てを支える区民とのふれあいを通し、子育て家庭を地域全体で応援していくまちを目指します。	子守唄講習会 3回  受講者満足度 100%	子守唄講習会 3回  受講者満足度 100%	子ども家庭支援センター
126	子育て自主サークル、ボランティア活動育成支援	子育てサークルや子育てに関連するボランティア活動の情報を提供し、地域の住民が活動に入りやすいよう支援します。 保育ボランティア講座を開催します。	子育て サークル支援 実施  保育ボラン ティア講座 2回  保育ボラン ティアフォ ロア アップ講座 1回	子育て サークル支援 実施  保育ボラン ティア講座 2回  保育ボラン ティアフォ ロア アップ講座 1回	子ども家庭支援センター

## (4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化

### 【現状と課題】

子育てを地域社会全体で支援することが求められており、区では、心の教育啓発推進事業を中心として、学校を拠点とした挨拶運動や地区学習会等を開催し、地域、家庭、学校、関係機関が一体となって子供を育成してきました。

平成30年度のニーズ調査では、子育てに関する情報の入手手段として、就学前児童・小学生保護者のどちらも「隣近所の人、知人、友人」が最も多く、就学前児童保護者は75.3%、小学生保護者は74.6%となっています。また、次いで挙げられている入手手段は「インターネット（スマートフォン・携帯電話・SNS）」であり、就学前児童保護者は71.4%、小学生保護者は56.8%という結果となっています。地域には、子育て支援などに取り組む区民の自主的なグループのほか、PTAや商店街、町会など様々な社会資源があります。そういった資源をうまく活用し、安心して子育てが出来るよう、それらの人々が子育て支援に取り組み、子育てのネットワークを形成することが重要だとされています。さらに、区のホームページ等を活用し、情報を提供することも有効であると考えられます。

一方で、「情報の入手手段がわからない」と回答している人が、就学前児童保護者で1.8%、小学生保護者で2.4%となっています。さらに、「子供のことで気軽に相談できる人・場所がない・ない」と回答した人は、就学前児童保護者で7.3%、小学生保護者で10.4%となっています。こういった現状も考えながら、子育てに関する情報提供や相談窓口について、さらに周知していく必要があります。

### 【今後の取り組み】

様々な子育て関連のサービスについて、ホームページの整備やインターネット、メールマガジンなど、サービスを必要としている利用者に広く行き渡るように情報発信していきます。子育て応援とうきょうパスポートをはじめとする東京都が行っている事業や国が行っている事業についても、引き続き周知、広報を行っていきます。

保護者が必要な子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、相談を受け、情報提供などをする窓口を設けて支援していきます。

また、地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、青少年委員などの活動を支援し、青少年の健全な育成を地域とともに進めます。

さらに、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校、園、地域及び関係する諸機関の連携を推進します。各学校が教育の場で実施しているふれあい学習においては、地域の人材の活用を進め、様々な形で授業への協力を得ていきます。このような機会を通じて、児童・生徒の地域の一員としての自覚や地域を愛する感情を育成します。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
127	子育てメール マガジン ※予算事業名： たいとうメールマ ガジン	子育て中の保護者に、子 育てに関するイベント や講座などの情報を配 信します。	実施	実施	関係全課
128	子育て情報誌の 作成 ※予算事業名： 子育てアシスト	子育てをしている保護 者の意見をふまえ、より 利用しやすい子育て情 報誌を作成します。	たいとう子 育てハンド ブック作成 (隔年) 実施 育児わくわく カレンダー 毎月発行 実施	たいとう子 育てハンド ブック作成 (隔年) 実施 育児わくわく カレンダー 毎月発行 実施	子育て・若者支援課
129	子育てアシスト	多様な子育て支援の情 報を提供するとともに、 必要に応じて相談や助 言、関係機関との連絡調 整を行い、子育て支援サ ービスを円滑に利用で きるよう支援します。	実施	実施	子育て・若者支援課
130	民生委員・児童委員	地域の身近な相談相手 である民生委員・児童委 員の活動を推進します。	実施	実施	福祉課
131	青少年委員	各青少年活動の支援・協 力や相談など、学校・地 域と行政を結ぶパイプ 役として活躍する、青少 年委員の活動を推進し ていきます。	実施	実施	子育て・若者支援課
132	青少年地区活動 推進	区内 11 地区の青少年育 成地区委員会が、青少年 の健全育成活動のため に実施する事業を支援 し、地域の教育力を高め ていきます。	事業等開催数 220 回	事業等開催数 220 回	子育て・若者支援課
75	◎スクールソー シャルワーカー 【再掲】 ※予算事業名： 教育支援館運営	社会福祉に関する専門 的な知識や技能を有す る人材を、スクールソー シャルワーカーとして 配置し、いじめや不登 校、家庭の貧困や虐待な ど、子供が置かれた環 境面における諸問題の 解決を図ります。	実施	実施	教育支援館
133	心の教育の推進	推進方針に基づき、家 庭・地域・学校・関係機 関が相互に連携しなが ら、心の教育を推進で きるよう、啓発及び活動 支援を図ります。	実施	実施	生涯学習課

## 基本目標5 子供が安心して安全に育つ環境をつくる

### (1) 子供の権利擁護

#### 【現状と課題】

すべての子供は、生命と人権が尊重され、健やかに成長する権利を持っています。

しかし、子供の安全や安心が脅かされたり、子供の自尊心が損なわれる扱いを受けたりする出来事も起こっています。子供を守り育てるべき保護者からの虐待は、子供の権利を侵害し、その後の成長や人格形成に深刻な影響を与えることとなります。子供の心身が安全に保たれ、権利が尊重されるための取組みを、子供に関わるすべての人とともに進めていく必要があります。

また、いじめは受けた子供の心に長く深い傷を残すものです。いじめは、どの学校でもどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的にその未然防止に取り組み、速やかに解決する必要があります。

そこで区では、子供が意思表示する権利を尊重するほか、様々な悩み、問題を解決するため、子供の育成や子育てに関わる人に対する意識啓発に取り組んできました。

児童虐待もいじめも早期発見・早期対応が重要です。子供自身が一人で悩まず相談できるように、スクールカウンセラーの派遣や悩み、相談事を解決するための相談しやすい体制づくりをさらに強化し、周知に努めることが必要です。また、子供に関わるすべての人の意識啓発、理解の促進への取組みも継続、強化されることが重要です。

#### 【今後の取組み】

児童虐待の早期発見と子供の心身の安全確保を図るため、子ども家庭支援センターでは、子供が児童虐待についての理解を深め、自分の身を守り、助けを求めることができるよう、児童を対象に、予防のための周知・啓発活動を行います。

学校におけるいじめの防止対策として、「いじめ防止対策推進基本方針」を策定し、定期的ないじめ実態調査をはじめ、いじめ電話相談体制の確立と相談先連絡カードの配布、スクールカウンセラーの全校配置、スクールカウンセラーの活用等を引き続き行っていきます。また、スクールソーシャルワーカーは、子供が置かれた環境面に着目し、諸問題の解決を図ります。

ひきこもりや不登校への対応については、学校・保護者・地域・関係機関との連携により、学校生活への復帰や社会参加のための相談等、子供の自立に向けた支援に取り組んでいきます。

児童・生徒の指導体制のさらなる充実を図るとともに、教育相談技能を含めた教職員の指導力の向上、学校と保護者が課題や対策を共有して一丸となって取り組む体制を強化していきます。

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の考え方にに基づき、子供や子育てに関わるすべての人に対して、子供の権利を尊重するための意識啓発を行います。

また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、生活に困窮している家庭に対して、子供の学習に関する相談や助言などの支援を行い、さらに、子供の貧困問題に関する教職員の理解の促進に努めます。

さらに、個人の性的指向や性自認は人それぞれ多様であり、尊重されるべきであるというこ

とについての理解を促進するために、学校・園をはじめとする教職員や区職員に対して研修等を実施します。また、保護者や子供から性的指向や性自認に関する配慮の申し出があった場合は、学校と保護者とが緊密に連携を図りながら、子供の状況に応じた適切な支援を行います。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
134	24時間受付電話 ※予算事業名： 要保護児童支援 ネットワーク	24時間電話を設置し、休日夜間問わず、緊急な児童虐待通報や子供からの相談に対応します。	相談件数 50件	実施	子ども家庭 支援センター
74	◎スクールカウンセラー 【再掲】	区立小・中学校へスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の不登校やいじめ、しつけや心の問題などの教育相談に対応します。	1校あたり 配置日数 小学校 週2日  中学校 週1日	1校あたり 配置日数 小学校 週2日  中学校 週1日	指導課
75	◎スクールソーシャルワーカー 【再掲】 ※予算事業名： 教育支援館運営	社会福祉に関する専門的な知識や技能を有する人材を、スクールソーシャルワーカーとして配置し、いじめや不登校、家庭の貧困や虐待など、子供が置かれた環境面における諸問題の解決を図ります。	実施	実施	教育支援館
234	若者育成支援推進 【再掲】	社会生活を円滑に行う上での困難を有する若者などの問題を解決するため、普及啓発事業や相談窓口を設置し、若者などへの相談・支援を行います。	相談 実施  講演会 3回	相談 実施  講演会 3回	子育て・若者支援課
135	子供の育成に関わる職員に対する意識啓発	教育・保育施設等子供に関わる職員に対して、子供の権利擁護に関する、人権尊重の意識啓発を行います。	実施	推進	関係全課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
136	子育てに関わるすべての人に対する意識啓発	教育・保育施設、PTA、町会等を通じて、子供や子育てに関わるすべての人に対して、子供の権利擁護に関する、人権尊重の意識啓発を行います。	人権研修 (職員) 採用後3年目 1回  採用後15・ 25年目 1回  人権研修会 (PTA) 3回  人権のつどい (区民) 1回  人権講座 (区民) 2回	人権研修 (職員) 採用後3年目 1回  採用後15・ 25年目 1回  人権研修会 (PTA) 3回  人権のつどい (区民) 1回  人権講座 (区民) 2回	関係全課
137	子供の貧困問題に関する教職員の理解増進 ※予算事業なし	校長会等で子供の貧困問題に関する啓発を行い、教職員まで周知・伝達していきます。	実施	実施	子育て・若者支援課 指導課
138	人権教育研修会 ※予算事業名： 人権教育	人権尊重教育推進校校長会、人権尊重教育推進校研究担当会、人権教育研修会、全国人権・同和教育研究大会、全国研究集会などの、区立幼稚園・こども園・小学校・中学校の教員を対象とした研修会や先進地域視察を通して、教員の人権意識の向上を図ります。あわせて、生命の尊さと自他の生命を尊重する指導の改善のために、校内研究を工夫します。	実施	実施	指導課

## (2) 児童虐待の防止

### 【現状と課題】

重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待対策は社会で取り組むべき大きな課題となっています。令和2年4月から施行される改正児童福祉法では、虐待の理由を「しつけ」とする親がいる現状を踏まえ、保護者や児童福祉施設の施設長等による体罰の禁止が明記されます。また、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、区においても、要保護児童に関する相談件数は増加傾向にあります。

区では、「要保護児童支援ネットワーク」を設置し、関係機関との協力・連携のもと、養育が困難な家庭等の支援を行い、子供たちの安全の確保と健全な育成に努めてきました。

しかしながら、依然として児童虐待は増加傾向にあります。子供の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与える児童虐待の防止に向けて、相談窓口の周知、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けた支援体制のさらなる充実、関係機関の連携強化が求められています。

### 【今後の取組み】

子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに、東京都をはじめとする関係機関との連携を強化し、要保護児童支援ネットワークの充実や相談事業の充実に努めます。

また、児童虐待が起こる背景を理解した上で、児童虐待を未然に防ぐ、あるいは早期に対応するため、妊娠期の面接や出産直後からの家庭訪問等を行い、必要に応じて助言や指導を行います。さらに、全世代の方に、オレンジリボンキャンペーン等を通じて、どのような行為が虐待にあたるかを啓発し、社会全体で子供を支えていくための意識づくりを進めます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
139	子ども家庭支援センターの機能強化 ※予算事業名： 要保護支援ネットワーク	児童虐待防止体制を強化するため、子ども家庭支援センターの職員体制の充実や専門相談員の人材育成、相談環境を整備します。また、養育を支援することが特に必要な家庭を対象として、ショートステイを実施します。さらに、児童相談所の設置について検討します。	職員体制の充実 実施  専門相談員の人材育成 実施  相談環境の整備 実施  要支援家庭を対象としたショートステイ 実施  児童相談所設置の検討 実施	実施  実施  完了  実施  実施	子ども家庭支援センター
140	虐待予防の推進 ※予算事業名： 要保護支援ネットワーク	児童虐待を未然に防止するため、児童や保護者を対象に児童虐待についての理解を深め、予防のための周知・啓発活動を行います。	虐待予防啓発 実施	推進	子ども家庭支援センター
141	◎要保護児童支援ネットワーク	台東区要保護児童支援ネットワークにおける関係機関などの緊密な連携や見守り、保護者の養育力を高めるための取組みにより、児童虐待や不登校、非行、養育が困難な家庭などの要保護児童及びその保護者を支援します。	関係機関との連携 実施  虐待事例への対応 実施	推進  実施	子ども家庭支援センター
142	◎養育支援ヘルパー	養育支援が必要な家庭に対して、家事援助や専門相談員等による助言指導を訪問により実施します。	訪問回数 704回	実施	子ども家庭支援センター

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
7	◎乳児家庭全戸 訪問 【再掲】	保健師及び助産師が、生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問し、相談や地域における子育て情報の提供を行います。	乳児家庭 全戸訪問 指導率 96.0% (30年度)	乳児家庭 全戸訪問 指導率 100%	保健サービス課
143	オレンジリボン キャンペーン ※予算事業名： 要保護児童支援 ネットワーク	児童虐待防止、要保護児童等に関する啓発活動を実施します。	講演会 1回	講演会 1回	子ども家庭 支援センター
144	◎里親啓発 ※予算事業名： 要保護児童支援 ネットワーク	里親制度に関する情報の提供、養育体験発表会等講座を開催し、制度の推進に取り組んでいきます。	講演会 1回	講演会 1回	子ども家庭 支援センター



オレンジリボンキャンペーン

## (3) 交通安全・防犯・災害対策の強化

### 【現状と課題】

児童・生徒が巻き込まれる交通事故の発生件数は全国的に減少傾向にあります。一方で、区では、小・中学校における自転車安全利用の講習会等、警察署と連携した交通安全の啓発活動や登下校時の見守りに取り組んでいますが、平成28年度以降の区の交通事故発生件数は増加傾向にあります。

防犯活動については、町会等の防犯パトロールや青色回転灯付パトロール車による巡回など、学校・地域・警察・区等が連携をした活動に取り組んできました。たいとうメールマガジンの安全・安心電子飛脚便により、子供に関する事件や不審者情報などの情報提供も行っています。

平成30年度のニーズ調査では、災害時の集合場所を決めている人は5割程度で、連絡方法を決めているという人は4割前後となっています。地震発生後の避難場所については、「学校にいるとき」に比べ、「家にいるとき」の避難場所を「知らない」と回答した児童生徒の割合が多い結果となっています。このことから区では、各自が自宅在宅中に災害が発生した場合に備え、家族と災害発生後の行動等を話し合う機会を持てるように防災教育を実施することが必要です。特に、中学生及び高校生相当年齢者は、災害に関する情報を得る手段として「テレビなどのニュース」に次いで、「学校の授業」、「学校の避難訓練」が多いため学校（授業）を通して、災害対策を学ぶことが効果的です。

また、子供が犯罪に巻き込まれる事例も依然発生しており、特に近年は、SNS等を利用した犯罪により子供が被害者となるケースも増加しています。区ではこれまでも区立小中学校において、SNS等の利用に関し、適切な使用ができるようルール作りなどの周知を図ってきました。

ニーズ調査では、「自分で使える携帯電話またはパソコンを持っている」と回答した人は、中学生では87.7%、高校生相当年齢者では97.7%となっています。平成25年度の調査と比較し、割合がどちらも高くなっているため、子供がインターネット等を適切に使用できるようにしていくことが重要です。

### 【今後の取組み】

子供が交通事故にあわないよう、警察をはじめ学校や地域全体で連携し、子供の安全を守る取組みの強化を進めていきます。引き続き、児童の登下校時には、学校安全ボランティアにより通学路のパトロールや見守り活動を実施します。また、交通事故の中でも自転車が関与する事故の割合が高いことから、自転車の安全利用に関する取組みを推進していきます。幼児を対象とした自転車用ヘルメットの無償配付により、ヘルメット着用の普及を促進します。

子供を犯罪から守るため、今後も地域と連携し、見守り活動を充実させていきます。たいとう安全安心パトロール協力隊やこども110番の登録数が増えるよう啓発活動などに取り組んでいきます。また、区内4警察署と連携・協力し、地域の防犯パトロール等の支援とともに、町会商店街による街頭防犯カメラの設置や維持管理の支援を継続します。引き続き、安全・安心電子飛脚便を利用した犯罪・防犯情報の提供を行っていきます。さらに、子供たちが利用する公園や通学路に防犯カメラを設置するとともに、遊器具等の保守点検や樹木の剪定による見通しの確保により、公園や児童遊園などの安全確保に努め、子供たちの安全安心の充実を図っ

ていきます。

幼稚園、小学校、中学校等で防災教育や出前講座を行うことで、子供の防災への意識を高め  
ていきます。さらに、子供がインターネットや SNS 等による犯罪に巻き込まれないよう取組み  
を進めます。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
145	交通安全対策	交通事故防止に向けて、関係機関と連携し、安全教育や啓発活動をさらに充実させるとともに、交通安全教育冊子及び物品の配布をします。	交通安全絵本 作成・配布  交通安全 啓発品 作成・配布  小学生向け 自転車運転 講習会 実施  中学生向け 交通安全教室 (スケアード ストレイト) 実施	交通安全絵本 作成・配布  交通安全 啓発品 作成・配布  小学生向け 自転車運転 講習会 実施  中学生向け 交通安全教室 (スケアード ストレイト) 実施	交通対策課
146	交通安全教具支給	区立小学校入学児童全員にランドセルカバーを支給します。	実施	実施	学務課
147	幼児の安全ヘルメット	転倒などによる幼児の頭部の怪我を予防するため、幼児用ヘルメットを無償配付し、あわせて防犯に関する啓発物を配付します。	ヘルメット 配布予定数 1,160 個	ヘルメット 配布目標数 1,450 個	生活安全推進課
148	地域防犯活動支援	地域の自主防犯活動を促進するため、防犯パトロール用品の貸与やリーダー育成などを行い、地域活動を支援します。また、区内を巡回して業務を行う事業者が本来業務とあわせて防犯パトロールを実施し、安全で安心なまちづくりの実現に向けて、地域と区、区内4警察署が連携・協力していきます。	防犯パトロール実施団体への支援 実施  リーダー講習会 4回  たいとう安全・安心パトロール協力隊 実施	防犯パトロール実施団体への支援 実施  リーダー講習会 4回  たいとう安全・安心パトロール協力隊 実施	生活安全推進課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
149	「子供の安全」巡回 パトロール	子供の安全を見守り、地域の犯罪抑止を図るため、区内の巡回パトロールを毎日実施します。	実施	実施	生活安全推進課
150	職員による安全・ 安心パトロール ※予算事業なし	区職員が使用する庁用車、庁用自転車に「安全・安心パトロール」の表示をして、広く防犯意識の高揚と啓発を図ります。	実施	実施	生活安全推進課
151	学校安全 ボランティア ※予算事業なし	各小学校単位で保護者や町会などの地域住民が児童の登下校時の安全確保を図るためボランティアで通学路のパトロールや見守り活動を実施します。	ボランティア 登録者数 680人	ボランティア 登録者数 680人	庶務課
152	子ども安全の日 ※予算事業なし	毎月第3水曜日を「子ども安全の日」として全校一斉下校を実施します。 (小学生は集団下校)	実施	実施	指導課
153	「こんにちはタイム」、 「夕焼けタイム」の放送 ※予算事業名： 生活安全啓発	下校時に防災行政無線を活用して、区民に対して地域の見守りを呼びかける放送を行うことで、子供の安全に関する意識啓発と通学路の安全確保を図ります。	実施	実施	生活安全推進課
154	通学路防犯設備 維持管理	区立小学校の通学路に設置した防犯カメラを維持管理することにより、学校と地域などが連携して行う登下校時の見守り活動を補完し、通学路における児童の安全をより一層確保します。	実施	実施	学務課
155	子どもの安心対策	こども110番ステッカーを作成し、通学路の協力者宅等に貼り、子供が身の危険を感じた場合に助けを求めることができる緊急避難場所を設置しています。	こども 110番 協力者数 1,450人	こども 110番 協力者数 1,550人	学務課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
156	防犯ブザーの貸与	区内の私立中学校に在学の方、または区内在住で、区外の小・中学校に在学の方を対象に、登下校中の安全を確保するため、希望者に防犯ブザーを貸与します。	実施	実施	総務課 庶務課
157	防犯設備設置助成	町会や商店街などの地域団体が、防犯活動を補完するために防犯カメラなどの設備を設置する場合に費用の一部を助成します。また、設置した防犯カメラが適切に管理運営できるように、防犯カメラを設置した町会・商店街に対して、保守点検費等の維持管理経費を助成します。	実施	実施	生活安全推進課
158	生活安全啓発	生活安全対策の推進と区民等の防犯意識の高揚・啓発を図るため、生活安全推進協議会の運営や「生活安全のつどい」の開催、「生活安全ニュース」や「台東区的生活安全」等を発行します。	実施	推進	生活安全推進課
159	安全・安心電子飛脚便 ※予算事業名： たいとうメールマガジン	子供に関わる事件や不審者情報等地域の安全安心に関する情報を電子メール・ツイッター等で登録した区民等に配信し、防犯意識を高めます。	実施	実施	生活安全推進課
160	情報モラルの指導 ※予算事業なし	子供がインターネット等を利用する際の、マナー、モラルを身に付け、正しく利用できるようにします。	小学校19校 中学校7校 で実施	小学校19校 中学校7校 で実施	指導課
161	飲酒や喫煙・薬物など有害環境への接触の防止活動への支援 ※予算事業なし	有害環境に対する正しい知識と恐ろしさを生徒が認識するとともに、生徒が接触しないよう防止を図っていきます。	小学校19校 中学校7校 で実施	小学校19校 中学校7校 で実施	指導課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
162	安全教育 ※予算事業なし	地震や火災等の災害時、不審者に遭遇して危険な状況にある時、交差点の横断や自転車での走行など路上での安全を確保しなければならない時など、危険を予測し回避する能力を養います。	幼稚園 10 園 小学校 19 校 中学校 7 校 で実施	幼稚園 10 園 小学校 19 校 中学校 7 校 で実施	指導課
163	防災行動力の向上 ※予算事業名： 区民の防災力向上	子供に対する防災意識の啓発及び防災行動力の向上を図るため、小中学校、高等学校及び幼稚園・保育園・こども園において防災普及指導員による防災出前講座や防災訓練時の指導・起震車体験を実施します。	実施	実施	危機・災害対策課



起震車体験の様子



幼児用ヘルメット

## (4) 子育て世帯の生活を支える住環境の整備

### 【現状と課題】

平成27年の区の核家族世帯の割合（国勢調査）は、94.2%となっており、核家族化が進行している状況です。核家族は、その他の世帯に比べ、親族や地域から子育てに対する支援や協力を得られず、孤立してしまう傾向があります。そのため、子育て世帯が祖父母等の親族の助けを得やすい環境づくりや地域とのつながりを持ちやすくすることも重要です。

これまで区では、子育て世帯へ向けた住環境の整備、歩道の整備やバリアフリー化の推進に取り組み、子育て世帯が安全で安心して豊かな生活が送れるよう、生活環境の構築を行ってきました。

引き続き、子育て世帯をはじめとする、誰もが暮らしやすい住環境を実現するために、それぞれの状況に対応した住環境の整備を進めていく必要があります。

### 【今後の取組み】

子育て世帯が、それぞれのニーズに合った住宅に安心して居住できるよう支援していきます。住居内で子供が安全に過ごすための室内環境等のアドバイスや住宅リフォームを支援することで、安全で安心して子育てができる住環境づくりを支援します。また、多世代同居により子育て世帯の定住を促進し、安定した子育てができる三世帯同居に対する支援も引き続き行います。

ひとり親世帯が、保証人がみつからず、民間アパート等に入居することが難しい場合に、家賃債務保証等による民間賃貸住宅への入居支援を行います。また、自己都合や責任によらず賃貸住居からの転居を余儀なくされた際、次の住まい確保のための支援を行います。

区のバリアフリー基本構想の実現に向けて、区民や事業者等と連携して、鉄道駅施設等の改修をはじめとした移動の円滑化を推進していきます。また、大勢の人が利用する「特定建築物」で、ベビーカーが円滑に移動できる昇降機の設置やおむつ替えなどができる多機能トイレの整備などを進めます。

さらに、イベント等開催時には、授乳やおむつ替えができる移動式テントの貸出しを行います。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
164	快適室内環境 づくり	室内環境診断（室内空気 環境測定・ダニなどの検 査）を行い、健康で快適 な住まい方の指導を行 います。	室内環境診断 30件  住まいの室内 環境相談 年200回  事前協議指摘 事項の改善率 100%	室内環境診断 35件  住まいの室内 環境相談 年200回  事前協議指摘 事項の改善率 100%	生活衛生課
165	子育て世帯住宅 リフォーム支援	小学生以下の子供が いる子育て世帯に対し、 住居内の転落防止用手 すりやドアストッパーの 設置などのリフォーム 工事にかかる費用の一 部を助成し、安全・安 心な住まいづくりを促 進します。	7件	7件	住宅課
166	マンション修繕 支援	分譲マンションの管理 組合や賃貸マンション 個人オーナーに対し、 マンション共用部分に おける段差解消、手す りの設置など、バリア フリー改修工事に係る 工事費の一部を助成し 、良好な住宅ストック の確保を図ります。	5件	5件	住宅課
167	三世代住宅助成  ※予算事業名： 住まいの共同化と 安心建替え支援	一定規模以上の空地を 確保し、三世代が同居 する住宅を建築する場 合に費用の一部を助成 します。	5件	5件	住宅課
168	ひとり親家庭住み 替え居住支援  ※予算事業名： 高齢者等住み替え 居住支援	住宅確保要配慮者（ひ とり親世帯）が民間賃 貸住宅を自己の都合や 責任によらない理由で 立ち退いて、区内の別 の民間賃貸住宅に転居 する際にかかる費用の 一部を助成し、住宅セ ーフティネットの構築 及び地域における継続 居住の促進を図ります。	5件	5件	住宅課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
169	◎居住支援協議会	子供を養育している方やその他住宅の確保に特に配慮を要する方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにするため、区と不動産関係団体、居住支援団体などで、課題等を協議し、入居相談等の支援策の実施や啓発活動を行います。	実施	実施	住宅課
189	ひとり親家庭家賃等債務保証【再掲】 ※予算事業名： 高齢者等家賃等債務保証	区が指定する民間保証会社が、保証人の代わりに家賃等の債務保証を行う際に、ひとり親世帯がその民間保証会社に支払う保証料の一部を助成します。	3件	3件	住宅課
170	バリアフリーの推進	バリアフリー協議会（関係事業者、区民、高齢者、障害者などで構成）の検討を経て策定した基本構想に基づき、各事業者による特定事業計画の事業を実施することにより、重点整備地区内のバリアフリー化を促進していきます。	実施	実施	計画調整課
171	鉄道駅総合バリアフリー推進事業助成	鉄道事業者が行う鉄道駅におけるエレベーター等の整備事業に対し、その経費の一部を補助し、福祉のまちづくりを推進します。	エレベーター設置 1か所	推進	計画調整課
172	安全・安心な道づくり	すべての利用者が安全かつ快適に道路を通行できるよう、歩道の整備やバリアフリー化を推進します。	歩道のバリアフリー化 1,742m (16,422m)	推進	土木課
173	さわやかトイレ整備	区民や来街者など、だれでも、どこでも、安心して利用できるよう、「さわやかトイレ整備方針」に基づき、公園トイレを整備します。	2か所整備 (累計22か所)	毎年2か所整備 (累計32か所)	公園課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
174	福祉のまちづくり 推進  ※予算事業名： 福祉のまちづくり 整備助成、福祉のま ちづくり推進	診療所や薬局などのバ リアフリー化工事に対 する助成を行います。 また、高齢者・障害者疑 似体験の実施や啓発用 パンフレットの作成・配 布により、ユニバーサル デザインの理念に基づ く心のバリアフリーの 普及・啓発を行います。	バリアフリー 化助成 2件  疑似体験の 実施 18回  啓発用パンフ レットの作成 実施 (3年に1度 作成)	バリアフリー 化助成 2件  疑似体験の 実施 16回以上  啓発用パンフ レットの作成 実施 (3年に1度 作成)	福祉課
175	心のバリアフリー 教育の実施  ※予算事業名： 人権教育	車椅子やベビーカーな どによる体験的な学習 を導入するとともに、学 校・幼稚園で推進する人 権教育についての指導・ 助言と人権教育に関す る研修会を実施します。	人権教育研修 年間7回実施	人権教育研修 年間7回実施	指導課
176	授乳・おむつ替え用 テント等貸出  ※予算事業名： 区民部管理運営	乳幼児を連れた保護者 が安心して催事に参加 できる環境づくりを推 進するため、区内催事に 授乳やおむつ替えがで きるテント等を貸出し ます。	実施	実施	子育て・若者支援課



授乳・おむつ替え用テント

## 基本目標 6 配慮を要する子供や家庭への支援の充実を図る

### (1) ひとり親家庭等への支援

#### 【現状と課題】

国勢調査によると、区のひとり親家庭の母子世帯数は増加傾向、父子世帯数は減少傾向にあり、平成27年の区の母子世帯数は824世帯、父子世帯数は61世帯となっています。また、区の児童扶養手当受給者数は減少傾向にあります。

ひとり親家庭については、所得や就業等に困難を抱えるケースが多いため、問題解決に向けた各種相談事業などの支援や経済的支援とともに、安定した就労に向けた支援など、自立を支える取組みが必要です。

これまで区では、ひとり親家庭のための医療費の助成や手当の支給、就労支援といった取組みを行ってきました。医療費の助成や手当の支給など経済的支援の他にも、悩みや不安等を相談できる相談事業も重要です。経済的支援だけにとどまらず、今後の自立を促進するための資格取得や職業訓練に向けた支援の実施・充実も必要とされます。

#### 【今後の取組み】

児童扶養手当などの支給やひとり親家庭等医療費助成により、経済的に困窮する家庭の負担軽減に努めます。また、ひとり親家庭ホームヘルプサービスをはじめとする、ひとり親向けの各種生活支援サービスを推進します。さらに、経済的自立を促進するため、資格取得や職業訓練に向けた支援を実施します。

職場・家庭・地域など、身近な人間関係のことや、結婚や離婚、相続のことなど、様々な悩みに対してカウンセラーや弁護士が相談に応じる支援も実施していきます。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
177	ひとり親家庭 医療費助成	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する父、母又は養育者とその児童にかかる保険診療医療費の自己負担分の全部又は一部を助成します。	助成件数 20,308件	実施	子育て・若者支援課
178	児童育成手当	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童に障害がある場合は20歳未満まで）を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。	受給者数 1,464人	実施	子育て・若者支援課
179	◎児童扶養手当	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。	受給者数 1,031人	実施	子育て・若者支援課
217	◎奨学給付金 【再掲】	経済的事由により児童を高等学校などに進学させることが困難な保護者に対し、高等学校などにおける教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。	給付件数 175件	給付件数 175件	子育て・若者支援課
180	◎母子生活支援 施設管理運営	児童の養育が十分にできない場合に居室の提供（入所）及び母子支援員による生活援助を行いながら、抱えている諸問題の解決を図ります。 また、関係機関と連携して地域で生活することを目指して様々な支援を行います。	管理運営 実施  特定妊婦 受入の検討 実施	実施  実施	子育て・若者支援課
181	◎母子福祉協議会 助成	台東区母子寡婦福祉協議会の会員相互の生活向上と福祉増進を図り、母子家庭に対する自立促進の指導を行なう会の目的に対し、補助金を助成します。	実施	実施	子育て・若者支援課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
182	◎ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、必要な援助を行います。	利用世帯 2世帯  派遣時間 100時間	実施	子育て・若者支援課
183	ひとり親家庭 レクリエーション  ※予算事業名： 交通遺児家庭等 レクリエーション	台東区母子寡婦福祉協議会と共催で、交通遺児家庭等ひとり親家庭を無料招待し、関東近郊のレジャー施設等にバスで日帰りのレクリエーションを開催します。	2回実施  参加者満足度 100%	2回実施  参加者満足度 100%	子育て・若者支援課
184	◎母子及び父子福 祉資金貸付事務	母子及び父子家庭の経済的自立と安定した生活を維持するために、生活資金、修学資金、就学支度資金等の貸付けを行います。	新規貸付件数 83件	実施	子育て・若者支援課
185	◎自立支援教育 訓練給付	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）に対し、雇用保険制度に基づく教育訓練給付の指定講座等にかかる費用の一部を訓練給付金として支給します。	給付件数 10件	給付件数 10件	子育て・若者支援課
186	◎高等職業訓練 促進	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）に対し、就業にむけた国家資格を取得する場合、修業訓練中の一定期間及び修了後に給付金を支給し、生活の負担軽減と自立の促進を図ります。	給付件数 25件	給付件数 25件	子育て・若者支援課
187	◎自立支援プロ グラム策定	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）に対し、自立支援プログラム策定員によるカウンセリング、プログラム策定、ハローワーク等関係機関との連絡調整、面接指導等を行い、自立及び就労を支援します。	プログラム 策定件数 60件	プログラム 策定件数 60件	子育て・若者支援課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
188	◎高等学校卒業 程度認定取得 支援	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者（同水準の所得の者を含む）又はその児童（20歳未満）が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。	給付件数 1件	実施	子育て・若者支援課
189	ひとり親家庭 家賃等債務保証  ※予算事業名： 高齢者等家賃等 債務保証	区が指定する民間保証会社が、保証人の代わりに家賃等の債務保証を行う際に、ひとり親世帯がその民間保証会社に支払う保証料の一部を助成します。	3件	3件	住宅課
190	◎ひとり親家庭の 家計改善支援	ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家による家計管理に関するアドバイスを行います。	検討	実施	子育て・若者支援課
191	母子家庭への相談 支援  ※予算事業名： 母子福祉	配偶者のいない女子で児童を扶養中の母子家庭を対象に、児童の健全育成、健康的、文化的生活の維持のために相談に応じます。	実施	実施	保護課
192	はばたき21相談室	生きづらさを抱えている方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を行い問題解決へのアドバイスを行います。	こころと生き かたなんでも 相談 500件  女性弁護士に よる法律相談 85件	実施	人権・男女共同 参画課

## (2) 支援が必要な子供を養育している家庭への支援

### 【現状と課題】

障害のある子供やその家庭のニーズに応えるために、「台東区障害福祉計画」に沿ったサービスを提供しています。また、心身の発達に心配のある子供及び障害のある子供への早期支援（療育）や保護者への相談支援を行うとともに、幼稚園や保育園等への専門職員の巡回訪問による職員の対応力の向上、関係機関相互の連携の強化や情報の共有化を図り、個々の発達に応じた相談等を実施しています。障害のある子供やその保護者を総合的に支援するため、関係機関、とりわけ保健所・松が谷福祉会館・子ども家庭支援センターなどと幼稚園・保育園・学校等との連携をさらに強化していく必要があります。

また、発達障害の認知度の高まりと共に療育のニーズも増加しており、支援体制の充実を図る必要があります。

### 【今後の取組み】

障害のある子供やその家庭のニーズに応えるために、引き続き関係機関が連携し、「台東区障害福祉計画」に沿ったサービス提供に努めるとともに、相談窓口の機能強化や家庭支援を推進します。

また、松が谷福祉会館の令和6年度開設を目途に、こども療育室を児童発達支援センターとして整備し、地域の中核的な療育支援施設として機能強化を図るとともに、障害者自立支援センターの機能の充実についても検討します。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
193	特別児童扶養手当	20歳未満の障害児(者)を養育している方に手当を支給します。	受給者数 140人	実施	子育て・若者支援課
178	児童育成手当 【再掲】	ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童に障害がある場合は20歳未満まで)を養育する父、母又は養育者に手当を支給します。	受給者数 1,464人	実施	子育て・若者支援課
194	障害者移動支援 ※予算事業名： 障害者移動支援、 精神障害者障害福祉サービス、難病患者等支援	屋外での移動が困難な障害者にガイドヘルパーを派遣し、地域における自立生活及び社会参加を支援します。	(18歳以下) 利用者数 30名	実施	障害福祉課 保健予防課
195	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト	重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師を派遣し一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。	実施	実施	障害福祉課
196	身体障害児(者)の医療的ケア支援	医療的ケアの必要な利用者を受け入れる区内の短期入所事業者に対し、看護師を配置するための費用を助成することにより、医療的ケアを必要とする障害児(者)に対する支援を充実し、家族の介護負担の軽減を図ります。	実施	実施	障害福祉課
197	心身障害児(者)ヘルパー養成	移動支援のサービスの担い手となるガイドヘルパーを確保するため、養成研修を実施します。	年30人	年45人 累計225人	障害福祉課
198	障害児通学支援	保護者の就労や疾病などの理由により、単独での通学が困難な障害児の登下校時などの送迎を支援することにより、障害児の安全の確保や保護者の負担軽減を図ります。	(18歳以下) 利用者数 42人	実施	障害福祉課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
199	心身障害者日中 一時支援	障害児等を一時的に預かり、日中における活動の場を提供することにより、見守り及び社会参加に適応するための訓練等を行う一般型の他、高校生のみを対象とした放課後支援型及び高校生以上で医療的ケアが必要な方を対象とした医療的ケア支援型を実施します。	利用日数 250日	実施	障害福祉課
200	心身障害児（者） 医療費助成	心身障害児（者）が病院、診療所等で診断を受けたとき、窓口で支払う健康保険の自己負担分の全部又は一部を助成します。 対象者には申請により受給者証を発行します。	(18歳以下) 受給者数 24人	実施	障害福祉課
201	障害児福祉手当 ※予算事業名： 特別障害者等福祉 手当	常時介護が必要な20歳未満の重度障害児（者）に対し、その重度の障害によって生じる負担を軽減するために手当を支給します。	(18歳以下) 受給者数 33人	実施	障害福祉課
202	重度心身障害者 手当	常時複雑な介護が必要な65歳未満の最重度障害児（者）に対し、その重度の障害によって生じる負担を軽減するために手当を支給します。	(18歳以下) 受給者数 11人	実施	障害福祉課
203	難病患者福祉手当	65歳未満の難病患者に対して生活の安定を図るために手当を支給します。	(18歳以下) 受給者数 15人	実施	障害福祉課
204	身体障害児（者） 補装具	身体障害児（者）の日常生活等を容易なものにするため車いすや義手、義足等の補装具を交付します。	(18歳以下) 支給件数 87件	実施	障害福祉課
205	心身障害者日常 生活用具給付	心身障害児（者）の日常生活を容易なものとするため特殊寝台や便器等の日常生活用具等を給付します。	(18歳以下) 支給件数 74件	実施	障害福祉課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
206	心身障害児（者） 緊急一時保護	在宅で4歳以上65歳未満の心身障害児（者）を介護している保護者又は家族が疾病などにより、家庭での介護が困難となった場合に、心身障害児（者）を一時的に保護し、地域生活を支援します。	(18歳以下) 利用件数 75件	実施	障害福祉課
207	ホームヘルパーの 派遣  ※予算事業名： 障害福祉サービス、 精神障害者障害福祉サービス、難病患者等支援	日常生活を営むのに支障がある障害児（者）の家庭に、ホームヘルパーを派遣し、身体介護等の必要な日常生活支援を行います。	(18歳以下) 利用件数 11件	実施	障害福祉課 保健予防課
208	福祉タクシー及び 自動車燃料費助成	重度障害児（者）で、歩行困難な肢体不自由者又は障害の程度が重いため、日常生活上支障がある方の利便を図るもので、指定のタクシーに乗車する場合、1か月あたり3,500円相当額分の福祉タクシー利用券を交付します。 また、本人又は生計を一にする者が、自動車を所有し、主に心身障害者のために利用する自家用乗用車の燃料費を助成します。（福祉タクシー利用券の受給者は除く。）	(18歳以下) 受給者数 タクシー： 73人 燃料費： 6人	実施	障害福祉課
209	リフト付福祉 タクシー	福祉タクシーの受給者資格に該当し、車いす又は寝台使用の方が、そのまま乗車できるリフト付きタクシーを運行しています。あらかじめ登録し、利用日を所定のタクシー会社に直接予約することで、普通タクシーの料金で利用できます。	(18歳以下) 受給者数 32人	実施	障害福祉課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
210	生活訓練所	心身障害児（者）を対象に宿泊訓練等の事業を実施している施設を支援し、心身障害児（者）の地域社会での自立生活の促進を目指します。	(18歳以下) 利用者数 12人	実施	障害福祉課
211	心身障害者通所 訓練助成	心身障害児を対象に、日常生活上の基本動作等の指導及び集団生活への適応訓練等の事業を実施する施設を支援し、心身障害児の自立生活の促進を目指します。	(18歳以下) 利用者数 20人	実施	障害福祉課
212	松が谷福祉会館の 再整備	松が谷福祉会館における障害者自立支援センターの機能の充実に加え、子供に関する様々な相談に対応できる相談窓口や、地域の中核的な療育施設となる児童発達支援センターの設置、困難を有する若者を対象とした居場所づくりなど、令和6年度の開設に向けて再整備します。	検討	完了	子育て・若者支援課 松が谷福祉会館
213	こども療育	発達に何らかの心配のある子供の保護者や関係者からの相談に応じ、助言・指導を行います。また、発達障害児への支援体制を強化します。	通所児童数 130人 相談児童数 280人	実施	松が谷福祉会館
214	医療的ケア児支援 のための関係機関 協議の場の設置・ 運営	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。	実施	実施	障害福祉課
215	精神障害者障害福 祉サービス	精神障害児（者）が地域生活を行うにあたり必要なサービスを提供することで障害者の自立と社会復帰の促進を図るとともに、障害児（者）の家族の福祉の向上を図ります。	放課後等 デイサービス 1,773人	実施	保健予防課
216	発達相談	発達の心配や発達の遅れがある子供の早期発見や相談を目的に、グループワークや個別のアドバイスを実施します。また、必要時には専門の療育機関に紹介します。	48回	48回	保健サービス課

### (3) 生活の基礎を支えるための支援

#### 【現状と課題】

子供・若者の状況として、平成28年国民生活基礎調査によると、これまで全国の子供の貧困率は上昇傾向にありましたが、平成27年に減少し、13.9%となっています。平成30年度のニーズ調査では、世帯収入の状況を見ると、父親の昨年1年間(2017年1月~12月)の収入合計(税込)は、「900万円以上」という回答が19.6%と最も多い結果となっています。また、母親の昨年1年間(2017年1月~12月)の収入合計(税込)は「100万円未満」が26.8%と最も多くなっています。この結果から、世帯収入は父親の収入が多く、家計を支えている状況であると考えられます。さらに、家庭の生活状況について現在の暮らしの状況は「普通」と回答している人が51.0%と最も多く、一方で「普通」に次いで「やや苦しい」が20.5%となっており、生活状況が苦しいという家庭も多い結果となっています。

これまで区では、生活の基礎を支えるための支援の1つとして、教育の支援等を行ってきました。小・中学校の児童・生徒の給食費や学用品費等の学校で必要な支払いが困難な家庭への就学援助や、生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談などの学習支援を行ってきました。

子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ることが必要です。

#### 【今後の取組み】

教育の支援という点から経済的負担の軽減や学習支援の充実への取組みを行っていくことが必要です。経済的理由で就学が困難な家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等への入学金等の経費の一部に充てるための奨学給付金を支給します。また、子供育成のための生活の支援や生活保護受給者・生活困窮者への自立支援、雇用・就業支援といった取組みも行っていきます。

子供の心と身体の健全な発達のためには、幼児期における基本的生活リズムの獲得が重要です。そのため、適切な幼児教育が受けられるよう、就学援助や教材費補助等の各種支援サービスを推進します。また、親の就労や家庭事情等により、孤立しがちな子供や家庭の支援のため、子供食堂における食事提供等の地域活動を担う団体に対し、経費の一部を支援していくとともに、引き続き、生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談などの学習支援を行っていきます。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
217	◎奨学給付金	経済的事由により児童を高等学校などに進学させることが困難な保護者に対し、高等学校などにおける教育に係る経費の一部に充てるための奨学金を支給します。	給付件数 175件	給付件数 175件	子育て・若者支援課
218	幼稚園・保育園・こども園等教材費等補助 ※予算事業名： 保育所等教材費等 援助、幼稚園教材 費等援助、こども 園教材費等援助	幼稚園及び保育所、こども園に通う子供の保護者が支払うべき教材費・行事費・給食費など教育・保育に必要な費用について、一定の要件を満たす世帯を対象に、その費用の全部または一部を助成します。	教材費・ 行事費 区立幼稚園 9人 こども園 5人 保育所 15人  給食費 こども園 2人 私立幼稚園 133人	実施	庶務課 学務課 児童保育課
219	◎就学援助 ※予算事業名： 小学校要保護・準 要保護就学援助、 中学校要保護・準 要保護就学援助	小・中学校の児童・生徒の給食費や学用品費など学校で必要な費用の支払いが経済的理由により困難な保護者に対してその費用の一部を援助します。	小学生 1,451人  中学生 772人  新入学予定者 176人	実施	学務課
220	◎進学支援貸付 事務	中学3年生又は高校3年生（又はこれに準じる方）を養育していて、一定の要件を満たす世帯を対象に、学習塾等受講や高校・大学受験に必要な費用の貸付を行います。 ※区は、申請受付及び相談業務を台東区社会福祉協議会に委託しています。また、貸付決定は東京都社会福祉協議会が行います。	貸付件数 160件	実施	福祉課
221	◎子供育成活動 支援	子供が気軽に立ち寄れる地域の居場所を創設し、学習支援、食事提供等の包括的な子供育成活動を行う団体に対し、経費の一部を支援することにより、地域における子供及び家庭を支援する環境を整備します。	助成団体 4団体	助成団体 5団体	子育て・若者支援課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
222	<p>◎生活保護受給者・生活困窮者の自立促進</p> <p>※予算事業名：自立促進、生活困窮者自立支援</p>	<p>生活保護受給者、生活困窮者に対して、ハローワークなどの関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた就労支援や生活支援を行い、自立を支援します。また、生活リズムが崩れているなど、就労に向け準備が必要な方を対象として、各種セミナーや就労体験などの「就労準備支援事業」を実施し、一般就労に向けて日常生活習慣の形成への支援を行います。</p>	<p>就労支援実施</p> <p>就労準備支援実施</p>	<p>就労支援実施</p> <p>就労準備支援実施</p>	保護課
223	<p>◎就業情報の提供（雇用・就業支援）</p> <p>※予算事業名：家内副業相談、雇用・就業支援</p>	<p>内職を希望する者に対し、内職の相談に応ずるとともに、条件にあった仕事のあっ旋を行います。</p> <p>また、就職を目指している、もしくは就職に不安のある若者等に対して、今後の就職活動や人生設計の一助となるようなセミナーを実施しています。</p>	<p>内職あっ旋人数 45名</p> <p>セミナー実施 若者向け 1回 女性向け 2回 その他 2回</p>	<p>内職あっ旋人数 45名</p> <p>セミナー実施 若者向け 1回 女性向け 2回 その他 2回</p>	産業振興課
224	<p>◎学習支援</p> <p>※予算事業名：生活困窮者自立支援</p>	<p>生活に困窮している家庭に対して学習支援員を派遣し、子供の学習に関する相談や助言などの支援を行います。</p>	実施	実施	保護課
124	<p>◎子育て地域サポーター【再掲】</p> <p>※予算事業なし</p>	<p>ボランティア活動に従事する人材を募り、子供達に対する学習支援のほか、地域で実施する子育て関連事業を支援します。</p>	<p>登録者数 10人</p>	<p>年10人 累計50人</p>	子育て・若者支援課

## (4) 外国人の子供とその家族への支援

### 【現状と課題】

台東区には15,319人の外国人が住んでいます（平成31年4月1日現在）。平成26年4月1日時点では、12,712人となっており、5年前と比べて増加しています。外国人が子供を育てていく上で、言語や生活習慣の違いにより支障をきたす場合もあります。そのため、区では外国語に対応した相談や行政情報の提供を行ってきました。

日本語を母語としない保護者とその子供に対し、生活に必要な情報提供を行い、あるいは相談に応じることで、子育てが円滑に進められるよう支援を行うことが必要です。また、日本語習得のための支援等についても、取り組むことが求められています。

### 【今後の取組み】

日本語教室の開催や日本語指導講師の派遣、外国人相談の実施等により、日本語を母語としない保護者やその子供に対して、子育てが円滑に進められるよう支援を行います。また、多言語情報紙や生活便利帳などを活用し、外国人向けに生活に必要な情報提供を行います。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
225	外国人相談	タブレット端末を活用した通訳と外国人通訳による総合相談を行います。	総合相談 年100件  タブレット 端末相談 年300件	総合相談 年100件  タブレット 端末相談 年300件	くらしの相談課
226	外国人とのコミュニケーションのための日本語講座  ※予算事業名： 在住外国人支援	外国人と日本語でコミュニケーションを取るための「やさしい日本語」や、外国人に対する日本語学習支援の方法等を学ぶ講座を開催します。	年18回	年20回	区民課
227	◎日本語指導講師派遣  ※予算事業名： 教育支援館運営	学校園における生活を送るうえで必要となる基礎的な日本語の習得を目的として、外国から新たに編入し日本語の理解が十分でない幼児・児童・生徒を対象に、専門の講師を派遣し指導を行います。	実施	実施	教育支援館
228	外国人のための生活便利帳の配布  ※予算事業名： 在住外国人支援	在住外国人に対し、台東区で生活する上で必要な行政情報を英語・中国語・韓国語で提供します。	実施 (3年に1 度改訂)	実施 (3年に1 度改訂)	区民課

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
229	多言語情報紙の発行 ※予算事業名： 在住外国人支援	在住外国人に対し、時期に合わせて暮らしに役立つ情報をやさしい日本語・英語・中国語・韓国語で提供します。	年4回	年4回	区民課
230	保護者面談等通訳派遣 ※予算事業名： 教育支援館運営	日本語の理解が不十分な子供や保護者に対し、区立学校園での保護者面談、教育相談室が行う相談業務、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問、5歳児の保護者を対象に家庭の果たすべき役割などの講話を行う「かけはし懇談会」事業等に通訳者を派遣します。	保護者面談等通訳実施	実施	教育支援館



外国人とのコミュニケーションのための日本語講座



外国人のための生活便利帳

## 基本目標 7 若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、支援する

### (1) 若者の社会的自立・職業的自立への支援

#### 【現状と課題】

若者が自立し、生活をしていくためには、就業して経済的基盤を築くということが大切であるとされています。労働力調査によると、若年無業者（ニート）は、平成30年平均で53万人と、前年と同水準となっています。

近年、若者の就労の不安定化や親への依存の長期化、フリーターの存在など学校卒業後に社会への移行がスムーズに行われず、社会的自立の遅れが生じていることが課題となっています。職業意識や職業観が未熟であること、進路や目的意識が希薄であることから、社会的・職業的自立に必要な能力を形成するための支援が必要です。学校におけるキャリア教育や職業教育の推進だけではなく、学校以外においても若者の社会的・職業的自立に向けた支援、機会の充実が求められています。

また、平成30年版犯罪白書によると、少年の再犯率は平成28年から平成29年にかけては一旦減少したものの、過去と比較すると、未だ高い水準に留まっています。

そこで、若者の社会的自立への支援として、雇用・就業支援や様々な相談に応じる体制づくりが必要です。それぞれの若者が置かれている状況や抱えている問題が様々であるため、無業の若者を全て同じとみなした支援ではなく、個々の抱える悩みや問題、状況等を把握、理解した上で社会的自立に向けた支援が行われることが望まれます。

#### 【今後の取組み】

就業による経済的自立をはじめ、親からの精神的自立や、社会に関心を持ち公共に参加するといった社会的自立に向けて、雇用・就業支援や各種相談事業等を一人一人の状況に応じ総合的・継続的に行います。

また、若者の居場所づくりや子供・若者総合相談を実施するほか、国や都をはじめとする関係機関との連携し、様々な困難を有する子供や若者、その家族等の支援を行います。

◎子供の貧困対策大綱関連事業

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
235	若者の居場所 づくり【再掲】	積極的支援や早期の就 労支援への移行を主と するものではなく、ひき こもりの当事者が、社会 参加のきっかけづくり のために通い、コミュニ ケーションを図る社交 の場を提供します。	検討	実施	子育て・若者支援課
223	◎就業情報の提供 (雇用・就業支援) 【再掲】  ※予算事業名： 家内副業相談、雇 用・就業支援	内職を希望する者に対 し、内職の相談に応ず るとともに、条件にあった 仕事のあっ旋を行います。 また、就職を目指してい る、もしくは就職に不安 のある若者等に対して、 今後の就職活動や人生 設計の一助となるよう なセミナーを実施して います。	内職あっ旋 人数 45名  セミナー実施 若者向け 1回 女性向け 2回 その他 2回	内職あっ旋 人数 45名  セミナー実施 若者向け 1回 女性向け 2回 その他 2回	産業振興課
231	子供・若者総合 相談	0歳～39歳までの子供・ 若者に関するあらゆる 悩みや不安等に対する 相談を受け、必要な助言 等を行います。	検討	実施	子育て・若者支援課
232	障害者就労支援	一般企業等に就労を希 望する障害者に対して 職場開拓等の実施、区役 所内における就労トレ ーニングの実施等を行 います。	実施	実施	障害福祉課
233	精神保健福祉 相談等	こころの病気を抱える 人の社会復帰及び自立 と社会参加を促進する ため、適切な面接相談・ 訪問指導などを実施し ます。	こころの 健康相談 62回  発達個別 相談 24回	こころの 健康相談 62回  発達個別 相談 24回	保健予防課
222	◎生活保護受給 者・生活困窮者 の自立促進 【再掲】  ※予算事業名： 自立促進、生活困 窮者自立支援	生活保護受給者、生活困窮 者に対して、ハローワーク などの関係機関と連携し ながら、個々の状況に応じ た就労支援や生活支援を 行い、自立を支援します。 また、生活リズムが崩れて いるなど、就労に向け準備 が必要な方を対象として、 各種セミナーや就労体験 などの「就労準備支援事 業」を実施し、一般就労に 向けて日常生活習慣の形 成への支援を行います。	就労支援 実施  就労準備支援 実施	就労支援 実施  就労準備支援 実施	保護課

## (2) ひきこもり等の若者への支援

### 【現状と課題】

内閣府が平成27年に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」によると、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり(ひきこもり群)の出現率は1.57%で、54.1万人と推計されています。ひきこもりの理由としては、仕事や就職、不登校、病気に関するものとなっています。また、平成30年度のニーズ調査では、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり(ひきこもり群)の出現率は1.54%で、996人と推計されています。ひきこもりの理由としては、「外出の必要性を感じない」「職場に馴染めなかった」となっています。

ひきこもりは、特定の「疾病」や「障害」を指すものではなく、様々な要因が背景になって生じる「状態」です。具体的な要因としては、心身の状態を原因とした職場への不適合、就職活動の不調、人間関係の不信、不登校などがみられることもあります。ひきこもりは、本人や家族にとって精神的・経済的負担となるだけでなく、将来における労働力の減少や社会的負担の増大につながる恐れがあることから、ひきこもりの若者が自立と社会参加に向けて早期に再出発できるよう支援をしていく必要があります。

### 【今後の取組み】

過去に不登校などを経験した方がひきこもりに陥るケースもあることから、早い段階から課題を抱える子供の状況を的確に把握し、将来の社会的自立が妨げられるのを防ぎます。

また、ひきこもりが長期化した場合、社会的自立に至るまで段階的な支援が必要な場合もあることから、教育、保健・医療、福祉、雇用等を所管する庁内の各部署や外部の専門機関による多面的・複合的な相談・支援の体制を構築するとともに、社会参加のきっかけとなる居場所の整備を行います。

No.	事業名	事業内容	令和元年度 現況	令和6年度 目標	担当課
234	若者育成支援推進	社会生活を円滑に行う上での困難を有する若者などの問題を解決するため、普及啓発事業や相談窓口を設置し、若者などへの相談・支援を行います。	相談実施 講演会 3回	相談実施 講演会 3回	子育て・若者支援課
235	若者の居場所づくり	積極的支援や早期の就労支援への移行を主とするものではなく、ひきこもりの当事者が、社会参加のきっかけづくりのために通い、コミュニケーションを図る社交の場を提供します。	検討	実施	子育て・若者支援課
231	子供・若者総合相談【再掲】	0歳～39歳までの子供・若者に関するあらゆる悩みや不安等に対する相談を受け、必要な助言等を行います。	検討	実施	子育て・若者支援課

ひとりで悩んでいませんか??

**ひきこもりに関する  
相談窓口を開設しています**

現代社会では、社会にうまく馴染めない、自立できないなどの生きづらさを抱えた若者が多く見受けられ、長期間、自宅等にひきこもるケースも見られます。「ひきこもり」は誰にでも起こりうることで、特別なことではありません。ときには、ひきこもることが必要なときもあります。台東区では、こうした社会的困難を抱えた若者とそのご家族のために、臨床心理士などの専門家による電話相談および訪問・来所相談を行っています。

**①電話相談** 【相談受付専用ダイヤル】  
**②訪問・来所相談** 03-3941-1613

受付日時：月～土曜日・午前10時～午後6時  
※相談受付専用ダイヤルは、区が委託をしている事業者に繋がります。お電話の際は、台東区民であることをお伝えください。

—ご利用にあたって—

- 対象は、区が年長の中学校卒業後から39歳までのひきこもり等の方と、そのご家族の方です。
- 相談は区が委託した事業者（以下、「相談事業者」という）の相談員（臨床心理士等）が対応します。
- 相談無料は、区がの公共施設または相談事業者の施設のどちらかを選択できます。
- 電話相談、訪問・来所相談ともに年費が12回までは、区が相談費用を負担いたしますので、無料にてご利用できます（13回目以降は有料となります）。
- 相談の際の電話料金や相談場所までの交通費は利用者の負担となります。
- ご利用の際は個人情報及び相談内容は、区と相談事業者間で共有しますので、相談の際に同意書をご提出していただきます。
- その他、ご利用の際は下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ】  
台東区役所 区民部子育て・若者支援課 青少年担当  
電話番号：5246-1341 FAX：5246-1289  
〒110-8615 台東区東上野4-6-6 6階が雷道口

ひきこもり相談窓口チラシ

# 第4章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定める計画で、国が示す基本指針に則して5年を1期とします。

## 1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の「量の見込み」・「確保策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。

教育・保育の提供区域は、区内全域を一つの区域として設定します。

## 2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

### (1) 量の見込みの算出方法

量の見込みは、国が示す手引きにより、各事業の利用状況とニーズ調査の結果等を踏まえて算出することとなっています。手引きではニーズ調査の結果から算出した家庭類型や利用意向率等と人口推計から算出する標準的な計算方式を示していますが、その結果による数値を地域の実態等を勘案し、補正することも可能となっています。また、一部事業については、事業実績等による推計から算出することとなっています。

## (2) 量の見込み算出項目

算出項目		対 象 事 業	
教育・保育事業		1	1号認定（認定こども園及び幼稚園）【3～5歳】 ＜専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭＞
		2	2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの） 【3～5歳】 ＜共働き家庭であるが幼稚園利用のみの家庭＞
			2号認定（認定こども園及び保育所）【3～5歳】
	3	3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）【0～2歳】	
地域子ども・子育て支援事業	ニーズ調査結果から全国共通に量の見込みを算出する項目	1	時間外保育事業（延長保育）
		2	放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）
		3	子育て短期支援事業（ショートステイ）
		4	地域子育て支援拠点事業
		5	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・上記以外の一時的預かり
			6
		7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【就学後】
		8	利用者支援事業（ゆりかご・たいとう、子育てアシスト）
	ニーズ調査によらず量の見込みを算出	9	妊婦健康診査
		10	乳児家庭全戸訪問事業
		11	養育支援訪問事業
		12	実費徴収に係る補足給付を行う事業

※1号認定…満3歳以上の小学校就学前の子供であって、2号認定以外のもの

※2号認定…満3歳以上の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※3号認定…満3歳未満の小学校就学前の子供であって、保護者の労働または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

### (3) 家庭類型の算出

#### ①家庭類型の分類

対象となる子供の父母の有無、就労状況から家庭類型（8種類）を設定します。

#### 【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム × フルタイム
タイプC	フルタイム × パートタイム1※1
タイプC'	フルタイム × パートタイム2※2
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム1 × パートタイム1
タイプE'	パートタイム1 × パートタイム2
タイプF	無業 × 無業

※1…月あたりの就労時間が48時間（保育の必要性の下限時間）以上

※2…月あたりの就労時間が48時間（保育の必要性の下限時間）未満

#### 【家庭類型と関連する事業の分類】

家庭類型	家庭類型に関連する事業の分類
<専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭> ・タイプC'（フルタイム×パート） ・タイプD（専業主婦（夫）） ・タイプE'（パート×パート） ・タイプF（無業×無業）	1号認定【3～5歳】 （認定こども園及び幼稚園）
<ひとり親家庭・共働き家庭> ・タイプA（ひとり親家庭） ・タイプB（フルタイム×フルタイム） ・タイプC（フルタイム×パート） ・タイプE（パート×パート）	2号認定【3～5歳】 （認定こども園及び保育所）  3号認定【0～2歳】 （認定こども園及び保育所+地域型保育）
 ※ただし現在幼稚園利用	 2号認定【3～5歳】 （共働き家庭幼稚園利用のみ）

## ②現在の家庭類型の算出

父母の有無や月就労時間に基づき、現在の家庭類型（タイプA～F）を算出。

現在、幼稚園を利用している者で、今後、保育利用希望がない者をタイプC' またはタイプE' へ移行する。

## ③潜在的な家庭類型の算出

子供のいる父親の大半がフルタイム就労であり、就労状況の変更希望も少ないことから、作業の簡素化のために母親の就労状況の変化に注目して、潜在的な家庭類型を算出。

○パートタイムからフルタイムへの転換意向（転換希望があり、実現できる見込みがある）

例：タイプC ⇒ タイプB

○無業からフルタイムへの転換意向（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）

例：タイプD ⇒ タイプB

○無業からパートタイムへの転換意向（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）

例：タイプD ⇒ タイプC

○パートタイムから無業への転換意向

（パート・アルバイトをやめて子育てや家事に専念したい）

例：タイプC ⇒ タイプD

## 【クロス集計によるタイプBからタイプFの設定（3～5歳）】

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満				
父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	保育利用		タイプC	タイプE	幼稚園利用		タイプD
	48時間以上							
	120時間未満	タイプC'		タイプE'				
	48時間未満							
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD			タイプF	

### 3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

#### 【量の見込みの基本的な算出式】

$$\begin{aligned} \text{「推計児童数（人）」} &\times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」} \\ \text{「家庭類型別児童数（人）」} &\times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」} \end{aligned}$$

#### (1) 1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込み

対象潜在家庭類型：専業主婦（夫）家庭・短時間就労家庭

対象年齢：3～5歳

利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園（通常就園時間の利用）  
または認定こども園（短時間）を選択した者の割合

#### (2) 2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者）の量の見込み

対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢：3～5歳

利用意向率：現在、利用している事業として、幼稚園（通常就園時間の利用）  
または認定こども園（短時間）を選択した者の割合

《算出要素の追加》

ア．ニーズ調査の結果を用い、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢のニーズから控除

#### (3) 2号認定（認定こども園及び保育所）の量の見込み

対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢：3～5歳

利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園・幼稚園の預かり保育・認可保育所・認定こども園（長時間）・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択した者の割合から幼児期の学校教育の利用希望が強い者の割合を控除した割合

《算出要素の追加》

ア．ニーズ調査の結果を用い、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢のニーズから控除

## (4) 3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）の量の見込み

対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢：0～2歳

利用意向率：今後、利用したい事業として、認可保育所・認定こども園（長時間）・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択をした者の割合

《算出要素の追加》

- ア．ニーズ調査の結果を用い、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢のニーズから控除
- イ．ニーズ調査の結果を用い、3号認定のうち0歳ニーズから「1歳になるまで及び1歳以降も育児休業取得を希望する」者の割合を控除
- ウ．ニーズ調査の結果を用い、「不承諾を前提に保育所の申請をする予定（申請した）」者の割合を当該年齢のニーズから控除

量の見込み及び確保策は、令和2年度から令和6年度までの各年度で設定します。

原則として量の見込みは国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』より算出します。

認定区分		令和2年度			令和3年度				
		1号 3歳以上 教育希望	2号 3歳以上保育必要		3号 0~2歳 保育必要	1号 3歳以上 教育希望	2号 3歳以上保育必要		3号 0~2歳 保育必要
			教育希望 が強い	左記以外			教育希望 が強い	左記以外	
A 量の見込み		1,079人	2,761人		2,256人	1,078人	2,797人		2,298人
			614人	2,147人			613人	2,184人	
B 確保数		2,004人		2,188人	2,146人	2,004人		2,313人	2,305人
確保数の 内訳	特定教育・保育施設 ・区立幼稚園 ・認定こども園 ・認可保育所	1,047人		2,069人	1,532人	1,047人		2,168人	1,613人
	私立幼稚園	957人				957人			
	特定地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育				265人				284人
	認可外保育施設			119人	349人			145人	409人

C 過不足数 (B-A)	311人	41人	△110人	313人	129人	7人
--------------------	------	-----	-------	------	------	----

- A「量の見込み」およびB「確保数」については、年度当初の数値を記載しています。
- C「過不足数」が0（零）以上は、充足されたことを示しています。

令和4年度			令和5年度			令和6年度					
1号	2号		1号	2号		1号	2号		3号		
3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0~2歳 保育必要	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0~2歳 保育必要	
	教育希望 が強い	左記以外		教育希望 が強い	左記以外			教育希望 が強い	左記以外		
1,077人	2,834人		1,053人	2,827人		2,339人	1,033人	2,815人		2,338人	
	611人	2,223人		599人	2,228人			587人	2,228人		
2,004人		2,409人	2,369人	2,004人		2,439人	2,353人	2,004人		2,472人	2,360人
1,047人		2,234人	1,667人	1,047人		2,300人	1,721人	1,047人		2,333人	1,748人
957人				957人				957人			
			303人				303人			303人	
	175人	399人			139人	329人		139人	309人		

316人	186人	30人	352人	211人	14人	384人	244人	22人
------	------	-----	------	------	-----	------	------	-----

担当課	庶務課、学務課、児童保育課
量の見込みの算定方法	1号認定と2号認定は、国が示す標準的な計算式により算出された数値と実績が乖離しているため、人口推計とニーズ調査の結果や平成27年度から令和元年度の年齢別の実績の傾向を踏まえ推計した利用意向率から算出しました。
確保策の方針と対応策	<p>◇教育ニーズ（1号認定）</p> <p>ア. 幼稚園教育の魅力を積極的に広報していきます。</p> <p>イ. 幼稚園において、サービスの拡充を進めていきます。</p> <p>◇保育ニーズ（2号認定、3号認定）</p> <p>ア. 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園及び認定こども園の短時間保育で確保するものとします。</p> <p>イ. 認証保育所については、現状の量を確保しつつ、認可保育所への移行などについて情報提供や意見交換を行い、支援を行います。</p> <p>ウ. 事業所内保育所や企業主導型保育所等については、区内事業所に制度の周知をします。</p> <p>エ. 新規施設は、0～5歳を1施設で確保できる認可保育所のほか、不足する3号認定に対しては、小規模保育所等とします。なお、令和6年度末までに実施する小規模保育所等の連携園について、計画期間内に設定します。</p> <p>オ. パートタイム勤務や育児短時間勤務等の就業事由等により、家庭で保育することができない児童の受け皿となっている「根岸定期利用保育室」は、定員構成を見直しつつ、当面の間、運営を継続します。</p> <p>カ. 保育ニーズが集中する1歳児については、緊急保育室を整備（新設、定員の見直し）します。</p> <p>キ. 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進し、多様な事業者の能力活用を図るため、参入に関する相談や支援、開設後の巡回支援指導を行います。</p>

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

量の見込み及び確保策は、令和2年度から令和6年度までの各年度で設定します。原則として量の見込みは国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』より算出します。

### (1) 時間外保育事業（延長保育）

担当課	児童保育課				
事業内容	保育所において、一般保育の時間内ではお迎えが間に合わない方の子供を保育します。				
確保策の方針と対応策	現行の体制（認可保育園・こども園・地域型保育事業等での実施）を継続します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	709人	720人	731人	729人	726人
確保数	1,104人	1,150人	1,162人	1,185人	1,177人
過不足数	395人	430人	431人	456人	451人

#### 【量の見込みの基本的な算出式】

- 対象潜在家庭類型：ひとり親家庭・共働き家庭  
 対象年齢：0～5歳  
 利用意向率：今後、利用したい事業として、幼稚園・幼稚園の預かり保育・認可保育所・認定こども園（長時間）・小規模な保育施設・家庭的保育・事業所内保育施設・認証及び認定保育施設・その他の認可外の保育施設・居宅訪問型保育のいずれかを選択をし、かつ、利用希望時間が19時以降である者の割合

$$\begin{aligned} \text{「推計児童数（人）」} &\times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」} \\ \text{「家庭類型別児童数（人）」} &\times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」} \end{aligned}$$

#### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
714人	793人	896人	894人

## (2) 放課後児童健全育成事業（こどもクラブ《学童保育》）

担当課	児童保育課（放課後対策担当）					
事業内容	小学生で、保護者の就労等の事情により放課後世話をする方がいない児童を保育します。					
確保策の方針と対応策	児童館や放課後子供教室とともに、総合的に放課後対策事業を推進することで、保育が必要な児童の受け入れ体制の充実を図ります。					
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	全体	1,305人	1,339人	1,373人	1,389人	1,409人
	小学1年生	455人	467人	479人	485人	491人
	小学2年生	379人	389人	399人	404人	409人
	小学3年生	308人	316人	324人	328人	332人
	小学4年生	127人	130人	134人	135人	137人
	小学5年生	27人	28人	28人	28人	30人
	小学6年生	9人	9人	9人	9人	10人
	うち高学年障害児 （5年生～6年生）	12人	12人	12人	12人	13人
確保数	全体	1,415人	1,415人	1,415人	1,415人	1,415人
	過不足数	110人	76人	42人	26人	6人

※放課後児童健全育成事業の量の見込みは、利用実態と大きく乖離するため実績を勘案する。

※平成27年度～平成30年度までの平均利用申請率を人口推計に乗じて量の見込みとした。

### 【量の見込みの基本的な算出式】

対象潜在家庭類型 : ひとり親家庭・共働き家庭

対象年齢 : 5歳 → 小学生の利用意向を基に算出

利用意向率 : 放課後の時間を過ごさせたい場所で、こどもクラブを選択した者の割合

$$\begin{aligned} \text{「推計児童数（人）」} &\times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」} \\ \text{「家庭類型別児童数（人）」} &\times \text{「利用意向率（割合）」} = \text{「量の見込み（人）」} \end{aligned}$$

## 過去の実績

こどもクラブ利用申請者数

(各年度4月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全体	1,123人	1,183人	1,217人	1,198人
小学1年生	354人	380人	428人	394人
小学2年生	365人	340人	346人	397人
小学3年生	304人	301人	266人	265人
小学4年生	86人	126人	131人	106人
小学5年生	9人	30人	35人	25人
小学6年生	5人	6人	11人	11人
うち高学年障害児	10人	11人	11人	10人

### (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課	子ども家庭支援センター				
事業内容	①保護者が一時的に子供の養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、泊りがけで子供を預かります。 ②児童の養育に支援を必要とする家庭の児童を対象にショートステイを実施し、児童の健やかな成長と保護者が地域で安心して育児に取り組むことができる環境整備を支援します。				
確保策の方針と対応策	①現行の体制（ほうらい子育てサポートセンターにおけるショートステイ事業、日赤医療センター附属乳児院における乳幼児ショートステイ事業）を継続します。 ②新たに児童の養育に支援を必要とする家庭の児童を対象にショートステイ事業を日本堤子ども家庭支援センター谷中分室で実施します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	146 人日	147 人日	148 人日	148 人日	148 人日
確保数	295 人日	295 人日	295 人日	295 人日	295 人日
過不足数	149 人日	148 人日	147 人日	147 人日	147 人日

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みは、利用実態と大きく乖離するため実績を勘案する。

※要支援ショートステイ以外の量の見込みは、平成27年度～平成30年度の4年間の実績値の平均値を令和2年度の量の見込みとし、人口推計から人口増加率を掛けた数値を令和3年度以降の量の見込みとした。

※要支援ショートステイの量の見込みは、各年度 65 人日とする。

#### 【量の見込みの基本的な算出式】

対象潜在家庭類型 : 全ての家庭

対象年齢 : 0～5歳

利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

$$\begin{aligned}
 & \text{「推計児童数（人）」} \times \text{「潜在家庭類型（割合）」} = \text{「家庭類型別児童数（人）」} \\
 & \text{「家庭類型別児童数（人）」} \times \text{「利用意向」} = \text{「量の見込み（人日）」} \\
 & \cdot \text{利用意向率} \\
 & \text{保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、「ショートステイを利用した」者、「仕方なく子供だけで留守番させた」者の割合} \\
 & \cdot \text{利用意向日数} \\
 & \text{「ショートステイを利用した」者、「仕方なく子供だけで留守番させた」者の平均日数}
 \end{aligned}$$

#### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
86人	47人	120人	87人

## (4) 地域子育て支援拠点事業

担当課	子ども家庭支援センター・児童保育課（放課後対策担当）				
事業内容	乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行います。				
確保策の方針と対応策	現行の体制（子ども家庭支援センター3か所、子ども家庭支援センター分室1か所、児童館8か所）を維持します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	204,312 人回	206,976 人回	209,628 人回	208,452 人回	207,264 人回
確保策	204,312 人回	206,976 人回	209,628 人回	208,452 人回	207,264 人回
過不足数	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

※子ども家庭支援センター3か所、子ども家庭支援センター分室1か所及び児童館8か所を活用し、確保します。

### 【量の見込みの基本的な算出式】

対象潜在家庭類型：全ての家庭  
 対象年齢：0～2歳  
 利用意向率：利用意向率 × 利用意向日数

#### i. 1号認定による利用

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人回）」

#### ・利用意向率

地域子育て支援拠点事業を現在利用している者と、今後利用したい者の割合

#### ・利用意向日数

現在利用している者、今後利用したい者、今後利用日数を増やしたい者の月当たりの平均利用回数

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
111,687 人日	102,386 人日	102,766 人日	100,903 人日

## (5) 一時預かり事業等

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

担当課	庶務課・学務課						
事業内容	幼稚園や認定こども園（教育標準時間に限る。）で、通常の教育時間外に子供を預かります。						
確保策の方針と対応策	現行の認定こども園と私立幼稚園の預かり保育の実施により対応します。						
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期							
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	合計	59,808 人日	60,864 人日	61,920 人日	61,942 人日	61,961 人日	
	内訳	1号認定による利用	18,928 人日	19,262 人日	19,596 人日	19,603 人日	19,609 人日
		2号認定による利用	40,880 人日	41,602 人日	42,324 人日	42,339 人日	42,352 人日
確保数		72,994 人日	72,994 人日	72,994 人日	72,994 人日	72,994 人日	
過不足数		13,186 人日	12,130 人日	11,074 人日	11,052 人日	11,033 人日	

※利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

ア. ニーズ調査結果を用い、「幼稚園の預かり保育を希望しない」者の割合を控除

イ. ニーズ調査結果を用い、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」者の割合を控除

#### 【量の見込みの基本的な算出式】

対象潜在家庭類型 : i. 1号認定による利用…専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭

ii. 2号認定による利用…ひとり親家庭、共働き家庭

対象年齢 : 3～5歳

利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

#### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
23,139人日	38,329人日	42,991人日	42,032人日

## i. 1号認定による利用

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

## ・利用意向率

ア（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合） ×

イ（不定期事業を利用している幼稚園利用者の一時預かりまたは幼稚園の預かり保育の利用割合）

## ・利用意向日数

不定期事業の利用意向のある者の平均日数

## ii. 2号認定による利用

「2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の数（人）」 ×

「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

## ・利用意向率 1.0

## ・利用意向日数

2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の「就労日数」

## ② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

担当課	児童保育課・子ども家庭支援センター					
事業内容	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行います。					
確保策の方針と対応策	現行の体制を継続します。					
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	18,095 人日	18,366 人日	18,645 人日	18,589 人日	18,533 人日	
確保数	27,565 人日	27,545 人日	27,545 人日	27,545 人日	27,565 人日	
(内訳)	一時保育	10,030 人日	10,030 人日	10,030 人日	10,030 人日	10,030 人日
	休日・年末 一時保育	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日
	いっとき 保育	7,260 人日	7,240 人日	7,240 人日	7,240 人日	7,260 人日
	ファミリー サポート・ センター	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日	6,700 人日
	トワイライト ステイ	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日	75 人日
過不足数	9,470 人日	9,179 人日	8,900 人日	8,956 人日	9,032 人日	

※幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の量の見込みは利用実態と大きく乖離するため実績を勘案する。

※幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外の量の見込みは、実績値と比較すると大きな差が見られることから、平成30年度実績に直近4か年の平均伸び率を掛けた数値を令和2年度の量の見込みとし、人口推計から人口増加率を掛けた数値を令和3年度以降の量の見込みとした。

### 【量の見込みの基本的な算出式】

対象潜在家庭類型 : 全ての家庭類型  
対象年齢 : 0～2歳  
利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」  
「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 - 「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用のみ）の利用意向日数」 - 「不定期事業の利用状況における「ベビーシッター」「その他」の利用日数」  
= 「量の見込み（人日）」

- ・利用意向率  
不定期事業の利用希望のある者の割合
- ・利用意向日数  
不定期事業の利用意向のある者の平均日数

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
15,263人日	16,420人日	16,506人日	17,336人日

## (6) 病児・病後児保育事業

担当課	児童保育課				
事業内容	子供が病気、または、病気の回復期にあり集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かります。				
確保策の方針と対応策	現行の体制（ソラスト竜泉保育園における病後児保育事業、居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成事業）を継続します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,470 人日	2,508 人日	2,545 人日	2,538 人日	2,530 人日
確保数	2,470 人日	2,508 人日	2,545 人日	2,538 人日	2,530 人日
過不足数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

※利用実態と大きく乖離するため、次の要素を勘案する。

- ア. ニーズ調査結果を用い、「教育・保育施設を利用していない」者の割合を控除
- イ. 国研究班調査「病児・病後児保育の実態把握と質向上に関する研究」（平成25年度）の結果を用い、施設稼働率の平均値を上記アにより算出した値に乗じる。

### 【量の見込みの基本的な算出式】

- 対象潜在家庭類型 : ひとり親家庭・共働き家庭
- 対象年齢 : 0～5歳
- 利用意向率 : 利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」  
「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向率（割合）」 = 「量の見込み（人日）」

- ・利用意向率  
病いやけがで保護者が休んだ者のうち、病児・病後児保育施設等の利用を希望する者、病児、病後児保育を利用した者、ファミリー・サポート・センターを利用した者、仕方なく子供だけで留守番させた者の割合
- ・利用意向日数  
病児・病後児保育施設の利用希望日数、病児・病後児保育の利用日数、ファミリー・サポート・センターの利用日数、子供だけで留守番させた日数の総計を、利用意向のある者の実人数で割った者

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
180 人日	297 人日	396 人日	387 人日

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 【就学後】

担当課	子ども家庭支援センター				
事業内容	育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、子供を預かります。				
確保策の方針と対応策	現行の体制を継続します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,835 人日	1,863 人日	1,891 人日	1,885 人日	1,879 人日
確保数	2,984 人日	3,029 人日	3,075 人日	3,066 人日	3,057 人日
過不足数	1,149 人日	1,166 人日	1,184 人日	1,181 人日	1,178 人日

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】の量の見込みは、利用実態と大きく乖離するため実績を勘案する。

※平成27年度～平成30年度の4年間の実績値の平均値を令和2年度の量の見込みとし、人口推計から人口増加率を掛けた数値を令和3年度以降の量の見込みとした。

### 【量の見込みの基本的な算出式】

対象潜在家庭類型　：全ての家庭類型  
 対象年齢　　　　　：5歳  
 利用意向率　　　　：利用意向率 × 利用意向日数

「推計児童数（人）」 × 「潜在家庭類型（割合）」 = 「家庭類型別児童数（人）」

「家庭類型別児童数（人）」 × 「利用意向」 = 「量の見込み（人日）」

・利用意向率

放課後の時間を過ごさせたい場所で、ファミリー・サポート・センターを選択した割合

・利用意向日数

ファミリー・サポート・センター利用希望の平均日数

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,662 人日	3,194 人日	2,563 人日	1,719 人日

## (8) 利用者支援事業

### ① ゆりかご・たいとう

担当課	保健サービス課				
事業内容	妊娠届出時などの機会を捉え、保健師等の専門職が妊婦に対し母子保健や育児の悩み等について相談支援のための面接を行います。				
量の見込みの算定方法	人口推計から対象者数（妊婦数）を算出				
確保策の方針と対応策	母子健康手帳交付時に事業について案内し、台東保健所及び浅草保健相談センターにおいて、全ての妊婦の面接を行います。また、未実施者に対して個別に勧奨通知を発送しています。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,070人	2,097人	2,125人	2,113人	2,101人
確保数	2,070人	2,097人	2,125人	2,113人	2,101人
過不足数	0人	0人	0人	0人	0人

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
—	1,620人日	1,583人日	1,678人日

※平成28年度新規事業

## ② 子育てアシスト

担当課	子育て・若者支援課				
事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報集約・提供、相談等を実施します。				
確保策の方針と対応策	区役所内窓口（1か所）に専任職員を1人配置します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足数	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1か所	1か所	1か所	1か所

## (9) 妊婦に対する健康診査

担当課	保健サービス課				
事業内容	定期的な健康診査の費用の一部を助成します。				
量の見込みの算定方法	受診人数：0歳推計児童×1.3倍 健診回数：受診人数×14回				
確保策の方針と対応策	現行の体制を継続します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,070人	2,097人	2,125人	2,113人	2,101人
	28,980回	29,358回	29,750回	29,582回	29,414回
確保数	2,070人	2,097人	2,125人	2,113人	2,101人
	28,980回	29,358回	29,750回	29,582回	29,414回
過不足数	0人	0人	0人	0人	0人
	0回	0回	0回	0回	0回

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,802人	1,834人	1,902人	1,834人
22,264回	24,240回	24,817回	26,035回

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業

担当課	保健サービス課				
事業内容	保健師及び助産師が、生後4か月を迎えるまでの全ての乳児のいる家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行います。				
量の見込みの算定方法	0歳人口推計より算出しました。				
確保策の方針と対応策	現行の体制を継続します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,592人	1,613人	1,634人	1,625人	1,616人
確保数	1,592人	1,613人	1,634人	1,625人	1,616人
過不足数	0人	0人	0人	0人	0人

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,574人	1,568人	1,557人	1,609人

## (11) 養育支援訪問事業（養育支援ヘルパー）

担当課	子ども家庭支援センター				
事業内容	児童の養育に支援を必要とする家庭に対して、支援者による助言・指導及びヘルパーによる援助を行います。				
量の見込みの算定方法	過去の実績から推計しました。				
確保策の方針と対応策	現行の体制を継続します。				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	768人回	832人回	864人回	896人回	928人回
確保数	768人回	832人回	864人回	896人回	928人回
過不足数	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
542人回	120人回	321人回	643人回

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課	庶務課・学務課・児童保育課				
事業内容	低所得で生計が困難である世帯の保護者に対し、実費負担をしている給食費及び教材費・行事費等の一部を補助します。				
量の見込みの算定方法	次年度4・5歳児対象者については生活保護受給者の次年度繰り上がりを考慮。新3歳児については過去の実績を考慮。				
確保策の方針と対応策	量の見込みをもとに予算計上				
量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	185人	185人	185人	185人	185人
確保数	185人	185人	185人	185人	185人
過不足数	0人	0人	0人	0人	0人

### 過去の実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
20人	21人	16人	13人

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

区は、幼稚園・保育園のそれぞれの良さを生かし、就学前の0～5歳児までの一貫した幼児教育・保育を行うこと、保護者・地域・保育者が一体となって子供の健やかな育ちを実現すること、すべての乳幼児のために、地域や関係機関と連携を図りながら、子育ての喜びを実感できるよう、子育て家庭を支援していくことを理念とし、保護者の就労状況等に関わらず、同じ教育・保育が受けられることを目的として認定こども園を整備してきました。

教育・保育施策を効果的・効率的に実施するため、本計画の教育・保育の提供体制に定める供給量を基本とし、ニーズ状況を把握しながら教育・保育施設等を整備していきます。

地域や保護者のニーズに対応し、幼児の健やかな成長を支えるために、未就園児にも対応した子育て・親育ち支援事業など、より充実した子育て支援事業の実施を検討するとともに、講習会や研修への参加、OJTの推進など、職員の資質向上に努めます。

区では、幼稚園・保育園・こども園・小・中学校の幼児・児童・生徒の基礎学力の定着、向上及び一貫した生活指導を図るため、中学校区ごとの学校・園等が連携しています。

また、幼稚園や保育園等がこれまでの成果を生かし、それぞれのもつ教育機能の拡充や相互の連携を深め、家庭教育を含めた就学前の教育の質の向上を図ることが重要であるとの考えに基づき、平成23年1月に「台東区幼児教育共通カリキュラム ちいさな芽」を策定し、公立・私立、幼稚園・保育園・こども園の枠を超え、共通の考え方に立った教育を進めてきました。

今後も保護者に対する子育て支援のさらなる充実や小学校教育との円滑な接続を図っていきます。